

平成25年知立市議会 6月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成25年6月18日（火） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

明石 博門	田中 新	稲垣 達雄	高木千恵子
池田 福子	佐藤 修	坂田 修	石川 信生

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	杉浦 辰己	保険健康部長	加藤 初
長寿介護課長	正木 徹	国保医療課長	中村 明広
健康増進課長	清水 弘一	市民部長	山口 義勝
市民課長	稲垣 利之	経済課長	平野 康夫
環境課長	高木 勝		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	議事課長	島津 博史
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第43号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第45号	刈谷知立環境組合格約の変更について	〃
議案第46号	平成25年度知立市一般会計補正予算（第2号）	〃
議案第47号	平成25年度知立市一般会計補正予算（第3号）	〃
陳情第12号	最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書	不採択
陳情第13号	すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現および「パート労働法」の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第14号	新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第15号	農業と日本の食料主権、地域経済を破壊するTPP参加に反対する意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第16号	原発をなくし、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第17号	学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書	〃

午前9時58分開会

○明石委員長

おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は10件、すなわち議案第43号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、陳情第12号、陳情第13号、陳情第14号、陳情第15号、陳情第16号、陳情第17号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第12号から陳情第17号までの6件につきましては、趣旨説明の希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案の審査が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分で、複数の件数の場合はまとめて10分程度といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。なお、説明及び質問の応答の際は、説明者及び委員は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、陳情第12号から陳情第17号までの提出者、宇野進二さん、説明席にお座りください。

宇野さん、陳情第12号から陳情第17号までの趣旨説明をお願いいたします。

○宇野進二氏

おはようございます。春の自治体キャラバン実行委員会を代表しまして来ました、宇野と申します。よろしく申し上げます。

まず、私どもの陳情について、趣旨説明をする時間を与えていただきましてありがとうございます。お礼申し上げます。時間が10分程度ということで、6本の趣旨説明をしなきゃいけないので、

ちょっとはしよる形になりますけども、よろしく申し上げます。

まず、陳情第12号です。最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書ということでお願いしてはいますが、今年収200万円以下のいわゆるワーキングプア、働いているのに貧しいという方が1,000万人を超えるという状況になっていまして、大変な問題になっております。

愛知県の現在の最低賃金が時間給758円です。近年、これでも高くなってきたほうなんですけども、それでも1日8時間、月に22日働いたとしても、税金だとか社会保険料を引きますと、我々の計算ですと10万9,908円にしかならないと、これで生活ができるのかということです。民主党政権時代にも最低賃金を引き上げようという議論がありまして、当面すぐに800円と、1,000円を目指すというような話がありましたけども、それはもう現実の問題としてそういう時給で生活されてる方が多い中で、それで生活できる最低賃金にしていけないといけないということだというふうに思います。先ほどの10万9,908円、これをまた12カ月、1年で考えたら、大体130万円程度にしかありません。決して高い額ではないということを御理解いただければと思います。

続きまして、陳情第13号、すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現および「パート労働法」の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書、先ほどの最低賃金の話と同じですけども、いわゆる非正規・有期雇用という形の人が増えていきます。非常に今、そういう労働力の正社員が減ってきてまして、非正規の方が多くなりました。全労働者の中の3割を超えて、もう4割近くがそういう非正規・有期雇用ですし、女性の労働者の中でいえば、もう5割を超えた方が非正規で働かれて、こちらの方々もやはりワーキングプアというふうな呼び方をされることがあります。その問題については、やっぱり大変問題になっておりまして、ことしの4月には労働契約法というのが改正をされて、有期雇用がずっと繰り返され

ている方々、有期雇用でずっと働いている方々、5年たって、自分が申し出をすれば有期から無期に転換できるというふうな方策もとられてきているわけですが、これからということになると思います。あと、公務職場においても、こういうパート労働法とか適用されていません。ですけども、同じ趣旨で長く働きたい、雇いどめの心配をしなくてもいいというような働き方ができるように、ぜひ公務職場にも適用するよにということで、意見書を出していただきたいということです。

次に、陳述第14号、新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書、こちらも同じ話ですけども、今就職が非常に大変だということ聞かれてると思います。若干、愛知県の中では回復しつつあるのかなという数字もあるようですが、いずれにしろ、そもそも大学を出たけれども正規の仕事がなくて、非正規の仕事が多いというようなこともあります。なかなか企業としては、正規で雇うというのをしないということ、抑制をするということが起こっていますけども、やはり新卒で正規の仕事に就けるような状況をつくっていかなければ、それが後々いろいろな問題を引き起こしていくというふうに考えています。やっぱり国の政策として、新卒の方々がちゃんと正規の職に望めばつけるというふうにしていく必要があるのではないのかと。とりわけ雇用情勢が悪い時代には、公務職場での採用をふやすというのが今までの、歴史的に言えば、そういうことがあったと思うんですけども、とにかく今、公務を抑制するという方針がずっと貫かれてるものですから、そういう柔軟な対応ができていないんじゃないのかなというふうにも考えております。

続いて、陳情第15号です。農業と日本の食料主権、地域経済を破壊するTPP参加に反対する意見書の提出を求める陳情書、これは昨年、同じような趣旨で本会議のほうで意見書採択をしていたというふうに記憶をしておりますけども、安倍政権になってから、TPPへの交渉参加表明をしてということですが、北海道だとかそういう

ところでは、もう全土を挙げて反対というふうにまとまっています。沖縄なんかもそうですし、いわゆる農業中心でやられている府県は反対してますし、あと日本医師会だとか、全漁連だとか、いろんな団体が反対をしています。大抵農業関係の方が反対をしているのじゃないかとか、中には農業だって技術革新をして輸出ができるようになれば、活路があるのじゃないかという議論をされますけども、決して農業だけに限ったことではなくて、保険だとか、医療だとか、あらゆる分野について、アメリカの要求に沿うように、アメリカ企業が参入できるように規制を撤廃しろというような流れの中なので、農業だけではなくていろんな分野に影響が出てくるということを考えると、安易な推進というふうにはならないのではないかと。ということで、ぜひ反対する意見書を出していただきたいということです。

陳情第16号、原発をなくし、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求める陳情書、こちらも昨年、本会議で採択をいただいているというふうに思います。

東日本大震災、それに伴う福島第一原発事故、2年経過しましたが、とても終息しているというふうに言えるような状況ではないのではないかと。これが我々の考えです。今、大飯原発についての審査だとか、この7月から新しい基準でということになりますけども、本当にこれで大丈夫なのかというのがみんなの不安ではないでしょうか。ここ知立市もそうですが、近くには浜岡原発があり、後ろのほうというか、正面には浜岡があるんですけど、後ろには敦賀とかあって、実はそっちのほうがかつたりだとかするんですけども、向こうで風船を飛ばすと、ぷつと2時間ぐらいでこっちまで飛んでくるという実験もありますけれども、もし本当にそんなことが起こったらどうなるのかということをやったり考えるときに、何も原発に固執をする必要はなくて、やっぱり今、自然エネルギーの転換というものをやるのが国の政策としても、産業おこしという部分についても有効なのではないのかというふうに考えております。

最後、陳情第17号です。学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書、学童保育、放課後児童健全育成事業として、法律に基づいて行われております。ですが、指導員という方がみえますけれども、この人たち、非常に厳しい労働条件とか低賃金、雇用不安が行われています。平均年収で150万円というふうに言われておりますし、3年半程度で、子供が好きだからとかいうことで学童保育の指導員になられる方が多いんですけども、3年半ぐらいで半分の方がやめられるということも聞いております。働きがいはあるんですけども、余りにも低賃金、悪い労働条件の中でやめていくということで、なかなか定着をしない、定着をしないということは、子供たちにとっても不安定な、また指導員がまたことしも変わっちゃったということになっていて落ちつかないというようなことがあると思います。今、女性の社会進出ということと就労拡大をしていこうじゃないかということが言われてますけれども、保育園の待機児童問題というのはよくあって、それを何とか解消しようというようになりましたけども、学童保育も同じように、働く女性にとっては特に大事な施設だというふうに思っています。私も子供が学童保育に通わせていましたけども、中にはシングルマザーのお母さんとかいました。本当に学童保育を充実しないとやっていけないというように身にしみて感じてきましたので、ぜひこういう取り組みを国がちゃんと最低の基準をつくって、責任を持ってやっていただきたいということです。

大体時間になりましたので、以上です。ありがとうございました。

○明石委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。次に、質問等がありましたら、発言をお願いします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質問なしと認めます。これで陳情第12号から陳情第17号までの趣旨説明を終わります。

宇野さん、傍聴席にお戻りください。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第43号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

本会議でもさまざま議論がありましたけれども、重複するかと思いますけれども、改めてこの改正内容をですね、まず一番最初は、特定継続世帯にかかわる世帯別の平等割額の軽減と、この点について改めて御説明をお願いします。

○国保医療課長

それでは、御説明をさせていただきます。

まず、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した場合については、今まで国保のほうで一括して保険料をお支払いをしていただいたわけですが、そのうちのお一人の方が後期高齢者医療に移行することで、国民健康保険と、それから後期高齢者医療制度への保険料の支払いと、両方が発生するということになるわけです。国民健康保険は、今までお二人で入った場合でも、平等割の額というのは2人でも一定額というふうになってたわけですが、それが1人抜けてもそれが変わらないということだと、後期のほうでは平等割という概念はないわけですが、通常の均等割の中にそういったものも含まれるというような考え方の中で、それが重複するというふうに考えられると、その分を国保のほうで平等割を半分にするというのが、今までの特定世帯というものです。特定世帯については、期限が5年間継続するというものでした。5年を過ぎたらもう制度が終わりですよということで、平等割は従来の本来の額に戻しますよというのが今までの制度でしたけれども、

それを今回の改正で改めて、その5年を経過してから3年間の間、2分の1ではありませんけども、4分の1を減免すると、平等割が4分の3になって、3年間続けることができますよというふうに改正するのが今回の改正案です。条例第5条の第2に移譲分の特定継続世帯の平等割が、それから第7条の第3では後期高齢医療制度の平等割額の金額を本則を定めて、第23条の中では、7割、5割、2割の軽減の方の金額をそれぞれ特定継続世帯について定めるというものです。

○佐藤委員

そうすると、今の話で私ちょっとわからないなというふうに思いますけれども、まず一つは、この特定世帯という概念は、2分の1の、5年間の激変緩和措置があるからこれらを特定世帯と呼んで、平等割の2分の1軽減をあてたと。今回は、引き続きこれが2分の1をやめて4分の1として、平成25年度から平成27年度までの3年間それぞれ後期と国保に分かれておる方を特定継続世帯という形で激変緩和措置を、軽減の割合は低くなりますけれども、なるということですよ。そうすると、例えば平成27年度以降について、この激変緩和措置がなくなったという場合は、特定世帯という概念はなくなるわけですか。

○国保医療課長

ちょっと御質問の趣旨がよくわかりかねたんですが、平成27年度以降、制度がなくなるという御質問だったということでしょうか。

制度自体は、引き続きあるものというふうに認識はしています。結局平成20年からスタートして、平成20年に後期高齢に移られた方は、まず5年間で、ちょうどこの平成25年3月でそれが終わると。そこから引き続き3年間、さらに今度の新しい制度、特定継続世帯が続くということなんですけど、これが平成21年から後期高齢に移られた方はそこからまた5年たって、さらにその後3年というふうに、どなたも5年プラス3年の合計8年間は特定世帯と特定継続世帯の制度を受けられるというふうに考えています。

○佐藤委員

私が言ったのは、特定世帯ということを設定して具体的に実施をする中身が、平等割について軽減措置を行うということがセットでなるわけで、それがもしもそうした軽減措置がないならば、別に特定世帯などというものを設定しなくてもよろしいのではないかなというふうに思ったので、あえて聞いたわけですけども、今の話だと、これが平成27年度までということ、関係がちょっとわからないんですけども、そうすると引き続き特定継続世帯というものは、今回は2分の1の人たちが終わったと。ところが、実際には引き続き継続してセパレートになってる人たちがおるわけだから、その人たちを特定継続世帯、今までは特定世帯と言っとるけども、今回は特定継続世帯ということで、3年間について4分の1軽減をすると、こういう中身だというふうに私は理解してるんですけども、それが平成27年度以降、こうした激変緩和措置が終了したとするならば、特定継続世帯、そういう概念はなくなるんじゃないですかということを聞いたので、私もちょっとその辺がわからないので。

○国保医療課長

平成27年で終了する人というのは、平成20年のときにスタートした人は平成21、22、23、24年で、平成25、26、27年で8年終了しますよというお話だと思うんですけども、制度自体がそこでなくなるわけではありませんで、例えばことし平成25年に後期高齢医療に移られる方があった場合は、その人は今から特定世帯が5年間スタートするふうで、それからさらにその後3年間は、特定継続世帯が継続するわけですので、特定世帯、特定継続世帯の概念自体は、平成20年になった方はもう制度からは対象外になるわけですけども、制度自体は続いていくというふうに考えているわけです。

○佐藤委員

なかなかちょっとややこしい話でね。そうすると、もちろんこの高齢医療制度、それから国保が存続する限り、それぞれ分かれて移動するプラン、例えば世帯でおった場合に、後期に入り、国保に残る、それが一つの世帯で見たんですけど、ある

一定この年月の中で、国保におった人が後期高齢に入ると。また別の世帯が後期に入り、国保に残ると、そういう関係がずっと続くわけですよね、ある意味で、この制度がある限り。そうすると、その制度が、そうした関係が続き限りにおいては、この8年間において、当初の5年間は2分の1ということですか。その後3年間は4分の1ということで、2分の1自体はなくならないと、こういうことですか。ちょっとその辺がよくわからないんです。

○国保医療課長

おっしゃるとおり、制度自体はなくなりませんので、今からの人もありますよということです。

○佐藤委員

ということは、2分の1軽減の制度そのものが、本会議の議論を聞いてると、何かなくなって、2分の1の部分が5年間はなくなって、4分の1になって、それがその後どうなるかというような議論だったかなというような感じも私自身は受けとめたわけなもので、今のお話を聞くと、そうした特定世帯については5年間は2分の1軽減があると。そしてその5年間を過ぎて、国保とそれから後期高齢に分かれている世帯を特定継続世帯と言うと。そして、その方については5年間終了しても、2分の1期間終了しても、その後3年間については4分の1軽減でやりますよと、こういう制度だということで、制度自体は、先ほど言われたように、2分の1も4分の1もなくならないと、こういうことだということによろしいですかね。今ちょっと、なかなかそこは大変難しいなど。

○国保医療課長

そういうことです。平成20年からの制度ということでお話しさせてもらったので、誤解があったかなとは思いますが、平成20年からスタートして、それは限定的になされる制度ということではなくて、その人個人個人にとっては8年の年限があるよということであって、制度自体に年限があるというものではありません。

○佐藤委員

私自身の受けとめ方は、本会議の議論を聞いて

いて、受けとめ方は、2分の1がなくなって、引き続き継続の人は4分の1になって、負担増になるというそんな理解に、その人自体は2分の1で来たものが4分の1になるので増税になるけれども、新たな人たちは、そういう形ではならないということですよ。当面2分の1でスライドし、5年間経過したら、4分の1になるということ。そういうことですよ。しかしながら、これは初めからお聞きしたいんですけども、今回地方税法の改正ということで、新たに2分の1の5年間に加えて、4分の1の3年間になるということはいいことだというふうに思いますけども、なぜこれが引き続き2分の1でいかないのかなというふうに思いますけども、その辺はどうでしょうか。

○国保医療課長

これは国の制度ですので、私がどうこう返事していいものかわからないですけど、結局趣旨としては、最終的には本来の制度で計算されたものに落ちつくべきものと。ただ、個人の方から見れば、一遍に負担がふえるのを避けるために、先ほど佐藤委員が言われたように、個人個人の人に対して激変緩和をとっていくということだと思えますね。8年の年の差というのは、結局国のほうは本来5年間やってあげれば、ほとんどの人が大体後期高齢に2人そろって、残された奥さんなり御主人も後期高齢に移っていきだろうという見込みだったと。ところが、案外この段階になってみたらそうでなくて、まだ分離されている世帯の方もあったということで、じゃあその辺についても少し手当はしていく必要があるということで、4分の1軽減を新たに導入したというような説明は聞いておりますけども、8年、10年たてば、本来国保の中だったとしても、世帯の状況というのは変わってくることもあるのかなということが、例えば誰かが就労するだとか、そういう形で出入りはいろいろあるわけですよね。8年間安定して、その世帯が続くということもなかなか、少ないとは思いますが、時代の流れとともにその辺は変わるものですので、こういった形で最終的に負担がなくなっていくということでもやむを得な

いのかなというのは、私個人の思いではあります。

○佐藤委員

この方たちが5年間は2分の1と4分の1が引き続き3年間継続されて、通算8年とはいうものの、基本的には負担の重みも見たときに、確かに家族関係が変わるかもしれませんが、8年といますと、夫婦でそれだけの年齢差がある家庭と、もしくは親子でそういう関係とか、さまざま想定されるわけだけでも、しかしながら、本来でいけば、年齢がたとうとどうしようと、その負担感は余り変わらないどころか、多くの場合、年金生活者ということ想定されますと、この間の年金の物価スライドを廃止をされたり、この10月にはさらに年金の引き下げなども用意をされてるということを見ると、私自身は国の地方税法の改正で、4分の1で引き続き3年間継続されるというものの、そこに何らかの上乗せ措置があってもしかるべきかなというふうに私自身は思うんですけれども、その前に、この前の議論では、そうした軽減措置について国の後期医療制度というのがスタートをし、そうした矛盾を抱えたということで、そうした激変緩和措置をとられることになったけれども、しかしながらその部分の国庫の中で軽減した財源は、被保険者全体で負担をするということで、国負担はないということを言われましたけど、もう一度そこを確認させてください。

○国保医療課長

おっしゃるとおりです。私たちもちょっとその点は腑に落ちないところがありましたので、他の市町、近隣ですけれども、ちょっと確認もしました。ちょっと自分たちの勘違いということもありますので確認はしたんですが、やっぱりこの部分については、国庫からの負担はないということでした。

○佐藤委員

今、市長、お話しするかどうかということは別にしても、国の制度改正の中でこういった矛盾が生まれ、そのための手当が激変緩和ということでなされてるわけですけども、それをただでさえ国

保の場合、以前は医療費全体についての50%が国負担だと、しかしそれが大分前に改悪されて、給付費の50%と、その後もそこの中に調整交付金やいろんなものが入り込んできて、被保険者の職業やそういうところも弱い立場の人たちがふえる中で、そうした中で保険自体もどんどん引き上がるという矛盾の中で、こうした国の制度が引き起こされた矛盾の手当に国負担がないということについては、市長としてはどんな感想を持たれますか。

○林市長

これは本会議でも申し上げたんですけれども、本当におかしいなど、国保医療課長もちょっとおかしいなどということで、近隣市にも確認したんですけども、やっぱりそういうことかということでありまして、本当にこれはもうちょっと勉強して、間違いなくと申しますか、補助金はないわけでありまして、一般会計のほうの交付税に、国保費もそうでありますけど、社会保障費全般の中にそういった項目が入っているのか、入ってなかったら何だという話であって、また先ほど申し上げました国保が別会計のほうでは、調整交付金の中にそういう考え方が入ってきているのか、もう一度おさらいして、それでも全然そんな国の財源、県の財源が配慮もなければ、本当に近隣市と歩調を合わせて、一度機会を捉えてどういうことですかということは言っていきたいなと思っています。

○佐藤委員

この前は、本会議があったわけですので、その間、土日が入ったとは言えども、きょう委員会があるわけですね。本会議の中でそうした質問があったということ言えば、これが地方交付税の中に基準財政需要額として参入されるのかされないのか、そこは調べてしかるべきだなというふうに私は思います。そういうことがないならば、当然のことながら国にちゃんと意見を言って国の手当を求めるといふことが必要だと思うんですよ。それと同時に、たまたまというか、知立市は交付団体になっているので、そうになっておりますけれども、これが不交付団体だったら、交付税算入にされたって、そこには何ら見返りがないわけです

ので、交付税算入されようとされまいと、国がしかるべき手当をすることをきちっと求めるべきじゃないですか。そうじゃなければ、被保険者全体でその負担を担うと。じゃあ上乘せ措置をするかという、それは被保険者全体でやるので、他の保険者から理解を得られません、できませんと、こういう話に収れんする議論はいかがかなというふうに思いますけども、市長、もう一度答弁を聞いておきたいと思います。

○国保医療課長

先ほどちょっと地方交付税とか調整交付金の話がありますけども、こちらのほうでも調べました。調整交付金のほうにも参入はされてありませんでしたし、それから地方交付税についても、国のほうの総務省のほうからの通知が来るわけですけども、そこの中で何を一般会計から国保会計に繰り出すかというものが項目ごとに上がってくるわけですね。そこで繰り出した部分を交付税措置しますよという形の文書が来るわけですけども、その中にもないことは確認はしております。ただ、市長が言われたのは、それを改めてもう一度確認するという意味で言っていたかかなというふうには思いますので、私たちが今現在調べた限りではそういう形ですので、改めて再度確認はさせていただきますということです。

○佐藤委員

ぜひそうした形で、国にしっかりと意見を言ってほしいと思います。今、国保医療課長がそのように言われましたので、市長、ないということですので、ぜひ国のほうに意見を出してほしいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○林市長

再度確認をして、しっかりと行っていきたくて思っております。

○佐藤委員

それで、そうした点で、この一番上の7割、5割、2割の法定減免の人たちは除いて、参考資料のほうですけども、一番上の欄のところにあるもので見たときに、対象人数と、それから2分の1分について金額は、金額って一人一人の金額じゃ

なくて、影響額と4分の1のものについての影響額、そういうことを対象人数と、それから影響額と、この分が全体に国庫の会計の中で負担する部分の金額について、どのような金額になっているか、ちょっとお知らせください。

○国保医療課長

本会議で保険健康部長も説明をしたかとは思いますが、人数については、特定世帯が569人、金額については約690万円、これが特定世帯として、平成24年の数字ですけども、これだけが軽減した額ということです。特定継続世帯については、まだ今年度は算定してないので、はっきりとした数字は言えないということなんですけども、機械の中に平成20年からずっと国保に今まで入っている方で平等割が半額になって、これにそれぞれ平等割が半額になっている人を拾い出したところ、124世帯、先ほどの数値の約5分の1程度の人数が拾われたわけですけども、その124人に平等割が、医療分が1万8,900円と後期高齢が5,400円ですので、合計2万4,300円掛ける減額が4分の1とすると、75万3,300円、これが軽減額かなというふうに思うわけですが、ただ、この平等割は7、5、2の軽減がない場合ですので、最大このぐらいの金額という見込みです。

○佐藤委員

ちょっともう一回確認させてほしいんですけど、これは私さっき、参考資料の一番上の欄ということで聞いたんですけど、567人というのは、法定減免の7、5、2もあわせた数ですか。

○国保医療課長

はい、そうです。

○佐藤委員

そういうことね。そうすると、推計でいくとおよそ765万円ぐらいが今度の改正があつて、75万円が影響額だということを言われましたけれども、そうすると765万円ぐらいが軽減措置によって、被保険者全体で負担する額というふうに考えてよろしいでしょうか。

○国保医療課長

そのとおりだと思います。

○佐藤委員

そうしますと、議論の本質的なところは、先ほど国が負担するのに本来すべきだと、意見を出していきたいというふうに言われたわけですね。しかしながら、市のそうした立場や国のありようがどうあれ、特定継続世帯については、先ほど言ったような形で負担がかなり重いということになりますよね、正直な話が。そうしてみると、この部分について、被保険者全体で負担している中身でありますけれども、一定程度、一般会計から繰り入れなどもやって、この部分について2分の1軽減を継続するような措置も検討すべきだというふうに私は考えるんです、こう言えばですね。そうすると、国保以外の社保の方たちの理解を得られないというようなことを多分おっしゃるかというふうに思いますけれども、そうではないと。その点で、この間、国保会計自体も値上げをされてきたという経過とあわせれば、そうした措置をとるべきじゃないかなというふうに思いますけど、そうした考えはないですか。

○国保医療課長

一般会計からのまず繰り入れにつきましては、通常知立市の場合も赤字補填という意味合いを持って、法定繰り入れ以外にその他繰り入れというふうな言い方で繰り入れはしております。その費用はどこに当たるかという、その他ですので、不足する部分を補うためということになりますので、例えば今回の特定同一世帯の減額によって不足した部分を補うのにあてられているとすれば、そういうことも言うことができるのかもしれないです。

それから、さらに国の制度に上乘せして、市で継続をというお話ということになりますと、ちょっとこれは今、私の立場でそういう政策的な話をお答えすることは難しいかなとは思いますが、一遍ちょっと保険健康部長たちと相談をさせていただきたいとは思っています。

○佐藤委員

ぜひそうした形で、国保医療課長がそうすることは難しいということですけど、ぜひ相談をさせ

ていただきたいと、市長に振ってもいいわけですけども、相談させてもらいたいということは、検討の余地が全然ないということでもないというふうに私は受けとめましたので、ぜひその点で検討をしてほしいなというふうに思います。

それから、もう一つ聞かせてほしいんですけど、ちょっと私は理解不足でわからないんですけども、参考資料のほうの規則の一部を改正する規則というものがありますけれども、条例と見比べると、このところのウとエのところを追加になってるんじゃないかなというふうに、私、見て思ったんですけども、このところについてちょっと今回の条例の改正に合わせて、ウとエのところを改正というか、追加になったと理解してますけど、ちょっとここを教えてください。

○国保医療課長

ちょっと大変ややこしいところで申しわけないんですけど、この規則については、ウとエの部分というものは、旧被扶養者減免と言ってますけど、この旧被扶養者減免というものは何かというお話からちょっとさせていただきますと、社会保険に、例えば御主人が入ってみて、奥さんがその被扶養者であった世帯があったとしますよね。御主人さんは75歳になりました。そうすると、社会保険からは離脱して、後期高齢者医療制度に移るわけですけども、奥さんのほうは75歳になっていませんと、奥さんは取り残されてしまう。そうすると奥さんは、社会保険の扶養から、今度は国民健康保険に単独で入っていただくという形になるわけですけども、そうすると今までは社保の扶養ですから、無料で健康保険に入れたものが、後期高齢者医療制度ができて、御主人さんが移ったがために、奥さんは国保に入って保険料を負担していただくことになったということになると、非常にその世帯については負担が大きくなるんじゃないのかという、やはりこれも後期高齢者医療制度ができた際の制度、ここの負担を軽減するための制度でして、基本的には所得割と資産割はもう全く減免です。それから、均等割が半額になります。それから、平等割も半額になりますよというのが旧

被扶養者減免と言われる制度で、その部分が規則に書かれとったわけですが、ただ特定世帯とその方と重なることも可能性もないわけではないんです。非常にレアなケースですけど、その場合に調整をするための制度改正なんですけど、具体的に言いますと、特定継続世帯が今度できたことで、特定継続世帯は4分の1の軽減しかありませんね。旧被扶養者減免では、2分の1に減免しますよというふうになっていますので、その間が4分の1の差は残るわけです。特定継続世帯で4分の1減免をした残りの部分をこの規則で減免するためのものが今回の追加ということになるものです。

○佐藤委員

なかなか難しいね、これは一言で言っても。旧社会保険の人たちも後期高齢でそうしたケースがあったということですけども、そうするとこの方たちも2分の1減免できたわけだけども、ここでいくと平等割ですよ。2.5割軽減前の額の2.5割と、2.5割軽減って何か難しい話だなと思いますけど、そうすると基本的な考え方はそういうことですけども、ウとエについてそれぞれ、ちょっと具体例を持ってちょっと説明していただけますか。

○国保医療課長

まず、ウですけども、ウに追加した部分というのは、ちょっと結論だけお話しさせていただくと、要するに2分の1にするんですよ。とにかく旧被扶養者減免で、平等割は2分の1にしますよ。ただ、その前に特定継続世帯の方は4分の1だけは減免されてきていますよね。2.5割が減免になっているわけです。だから、その2.5割の減免の前の金額の2.5割分をこの規則で追加しますよということで、2.5と2.5で5割の軽減になりますよというのが結論なんですけど、ちょっとそういう御理解でお願いしたいと思います。

○佐藤委員

なかなか難しいなと。そうすると、結局の話は、旧被扶養者の方は国保に移っても、今特定継続世帯については5年間は2分の1だよと、3年間は4分の1だよというふうに変わりましたが、

この旧被扶養者については、この文言はいいですけども、今までも2分の1だったんでしょ、平等割が。それを引き続き2分の1でいきますよというそういう内容ということですよ、これは、はっきり言えば。どうでしょうか。

○国保医療課長

特定世帯の方については、特定世帯であるがために平等割は既に2分の1にされていますので、この旧被扶養者減免では減免はかからないんですけども、今度は新しく特定継続世帯というものができて、特定継続世帯では4分の1の減免しかかかってませんので、2分の1まではまだ4分の1だけ余地があるわけですよ。その部分をここへ規定して、最終的には2分の1になるようにすると、こういうものです。

○佐藤委員

要するに、旧被扶養者の方たちは引き続き2分の1を継続するという中身ですよ、平たく言えばそういうことですよ。そうしてみると、まずまず、確かに旧被扶養者は、扶養者である御主人なり奥さんでもいいんですけども、社保に入っていた場合は課税されなかったと、その分で国保に入ったために、後期高齢ができてセパレートになって国保に入らざるを得ないためにそうした軽減措置があったんだけど、この方たちについては、そうしたことを鑑みて、引き続き4分の1ではなくて、一般の国保の方たちとは違って2分の1を引き続き継続しますよということですよ、平たく言えば。それはわかりました。しかし、この経緯から見ると、当然だというふうに私も思います。しかしながら、先ほど振り返ってみると、この人たちについても、この人たちの負担自体は何ら変わらない、3年間については4分の1と。こういうことでは、やっぱり同じ制度の中にありながら、それぞれ根っこは違うというのはおかしい話ですよ。だとするならば、そこで独自の上乗せの措置を講ずることは当然だなというふうに私は思いますけど、保険健康部長、そのように思いませんか、論理の帰結としては。

○保険健康部長

引き続き2分の1というんですかね、特定継続世帯の方に対しては4分の1ではなくて2分の1ということでございますが、今回の制度、減免を上乗せするということにつきましては、先ほども言われましたけども、ほかの方とのバランス等もありますので、現時点ではこういう形でお願いしたいなというふうに思います。

○佐藤委員

現時点ですよね、今回これが提案されているので、現時点はこの制度でいいですけども、これは個人で、この特定継続世帯という制度はなくなると、個人個人に対する軽減だということを言われてましたので、これは引き続きあるので、今回こんな形でなるかもしれませんけれども、今後の課題としてあることは明らかなというふうに私は思うんですね。これは、それぞれの社保、国保の方、それぞれあるかもしれんけれども、根っこは違うかもしれんけれども、そうしたところを見たときに、被保険者の負担自体は社保から来ようと、こちらから来ようと変わりはないわけですね、重さは。そうしたことを見ると、私はそうした課題が残るのではないかというふうに思います。ぜひ検討していただきたいなというふうに思いますけど。

副市長、いろいろあるかもしれませんけれども、今の話の中でそうした課題が明らかになったんじゃないかなということを私自身は思うわけですけども、そのようには思いませんか。ぜひこんなことも課題の一つ上げて、研究検討してほしいなというふうに思います。

○清水副市長

これはいわゆる保険制度全体の話というふうに捉えなくてはいけないというふうに思います。

御質問者がおっしゃいますように、それぞれ経過措置なり激変緩和措置ということで今回措置がされ、それが3年間延長するというような措置になってきたわけでございます。それはそうですけども、本会議でも申し上げましたけども、本来から単身の被保険者の方たちもお見えになるわけですね。ですから、御質問者がおっしゃるように、

いろんな制度を駆使して減免を拡大するということは、被保険者にとっては非常に必要なことかもしれないんですけども、国保会計そのもの、制度そのものの維持という点ではどうなのかなという思いもございます。いずれにいたしましても、今回の継続についても、本来はやはり平等割が100%付加といたしますか、納付していただく方になるわけですけども、その経過措置としてこういう軽減がされているという中で御理解をいただければというふうに考えております。今後そういったことで、先ほどの500数万円の保険全体を賄う部分の考え方の話もございましたけども、それは本会議でも申し上げましたけども、これが各市全体それぞれの保険者との課題の共通認識ということになれば、当然市長も申し上げましたけども、再確認をしながら国のほうに、例えば県の市長会あるいは全国の市長会、そういったことも含めて提案をしていくということは必要だろうというふうに思っております。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

○佐藤委員

今回の提案と申しますか、これは議論の中で後期高齢者医療制度ができて、それとのかかわり合いの中で国保との矛盾点がこうした形での激変緩和措置という形で生じたというか、激変緩和措置という措置がとられてきたと。5年間の2分の1軽減については、5年経過で適用にならないものの、引き続き3年間について4分の1軽減だと。その点と、それから旧被扶養者の国保加入の軽減と、両方てんびんをかければ、なかなか矛盾点がそういったところにも象徴的にあるなというふうに思うわけです。私は、本会議の議論もそうですけども、きょうの議論もそうした点での引き続き2分の1と、さらに旧被扶養者、この方とあわせるという点でも上乗せ措置をすべきだというふうに考えますけれども、引き続き3年間について4分の1軽減をされるという点では賛成をするものですけども、いずれにしても後期高齢者医療制度のこうした矛盾を棚上げにしたまま、こうした制度を継ぎはぎで運営をせざるを得ないということは大きな問題点であり、後期高齢者医療制度のやはり見直しをすべきものだという点を述べて、極めて消極的でありますけれども、賛成の討論にしたいなというふうに思います。

○明石委員長

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号について、挙手により採決します。

議案第43号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第43号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号 刈谷知立環境組合規約の変更につ

いての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○稲垣委員

それでは、少しだけお聞かせください。

今回、この規約変更についてでございます。内容は、余熱利用施設である温水プール等休養施設を余熱利用施設、温水プールと附帯施設に変更するというものであります。この休養施設とはどんな施設であるのか。また、規約変更での附帯施設とは、改めてどんな施設かお示してください。お願いします。

○環境課長

改正前の休養施設というのは、基本的には温水プール以外の施設をいうんですけど、たとえば個別に上げるのであれば、浴場または大広間、そういったものが該当すると思います。

変更後の附帯施設というものにつきましては、これにつきましてはプール以外の施設ということにはかわりはないんですが、フィットネススタジオとかトレーニングジム、また多目的ホールという部分もございますので、総称して附帯設備ということで認識しております。

以上です。

○稲垣委員

それで、現状の休養施設、また余熱利用施設ですか、これについて利用料金とか、また利用の範囲ですね、これについてもちょっとお示ください。お願いします。

○環境課長

こちらのほうにつきまして、余熱ホールの設置及び管理に関する条例という環境組合の条例がございまして、そちらのほうの別表に料金体系が記載されております。プール施設につきましては、大人1回1人500円、子供200円、幼児が100円、あと団体大人1人1回につき400円、これは団体20人以上ということですけども、子供につきましては団体150円、そして範囲のこの中に含まれるんですが、余熱ホール自体は建物でございます。建物内のプール施設以外のもの、こちらのほうがこの条例の中で休養施設等という表記をされてお

りまして、料金が決まっております。個人は1人1回につき100円、あと和室会議室がございますが、これにつきましては占用するという、要は貸し切りということですね、和室、くす、けやき、かきつばた等がございます、おおむね500円ぐらいから、かきつばたというのがちょっと広いんですが、こちらのほうが4,580円、会議室につきましては500円ということになっております。

以上です。

○稲垣委員

いろんな施設の料金とか、いろいろわかりました。ありがとうございます。

さきにこのウォーターパレスに対する利用者の満足度など、利用目的がアンケートされたということを知っております。そのアンケートの結果についての感想とか、今回規約変更が現場でどのように変わるのか、配付されました施設の図面がありました。これについての新しくできる施設、その利用範囲とか料金等はどのようになるのか、わかる範囲でお聞かせください。お願いいたします。

○環境課長

アンケートは、資料としてお配りさせていただいております。アンケートの内容は裏面というか、こういうページがちょっととれこしてありますが、一番後ろがアンケートの協力をお願いしたものでございます。そして、表に戻りまして、アンケートの有効回答数342ということで、342名の方にアンケートをとってございます。年齢層につきましては、48ページを見ていただくと、左上に書いてございます。20代以下の回答が76名、40代以下61名、50代以下144名、70代以上54名、無回答が7名あったと、全部で342名ということになってございます。この内容、また一番最初の45ページに戻りまして、内容といたしましては、例えば利用した目的というところで、教室への参加、運動しにきたという方がほぼ半数程度を占めておりまして、それで年齢別に見ると、これが顕著にあらわれるなど思ったんですが、プール、20代以下では、20代、40代、60代、これがほとんどプールですね。あと、浴室の利用は60代以上から徐々にふ

えて、70代以上が多いのかなと。あと、年齢別に見た利用目的、やはり年齢別に少しずつ差異があります。こういったことをアンケートで見て、内容につきましてはもうちょっと中に入ってくださいと書いてあるんですが、例えば47ページにあるんですが、年齢別に見た欲しい機能・施設の割合というところに、20代から40代ぐらいがエクササイズ、フィットネスジムだとかというのが多いですね。充実した温浴施設というのが70代、60代以上の方が多くないかなというふうに思われます。以上が大体アンケートの結果ということでございまして、私どもとしては平成25年というのが老朽化したということもあって、改修につきましては一区切りになるのかなと思っております。他市のこういった温水プールのある施設におきましても、フィットネススクールやトレーニングジムというのが今、時代の流行ということもあって、人気があるように聞いております。今回の規約改正というか、リニューアルにつきましてはあくまでも利用増を図るため、今和室等が非常に利用者が少ないという状況もございまして、利用増を図ることが今回の改修の大きいねらいということでございます。そういうことで、わかる範囲ということなんですが、先ほど申し上げたフィットネススタジオやトレーニングジム、多目的ホール、こういったことで、そういった内容で利用の見込まれるものに改修していくということがねらいでございます。

以上です。

○稲垣委員

これについての利用料金というのは、これはまだ把握はされていないのか、これについてはどうなんでしょうか。

○環境課長

利用料金につきましては、今まだ環境組合のほうで恐らくいろいろ検討されている状況であると思います。まだ、済みません、当市のほうにはそういった料金体系の状況が伝わってきておりません。

以上です。

○稲垣委員

わかりました。

私ども民友クラブ、昨日この件について町なか、この入浴施設だとかフィットネスクラブ、幾つか見てきました。それで、中に入って料金とかいろんなものをチェックしてきましたところ、例えば入浴施設ですね、ここでは大人が平日450円、これは一般の方は会員でないと50円アップの500円、小学生は250円、幼児は150円で、いずれも土曜・日曜・祝日は50円アップと、このようになっておりました。これ、知立市内の施設でございます。それから、もう一つ今人気でありますフィットネスクラブ、ここは受付で聞いたところ、例えばあす来て、ちょっと体験させてもらえますかと言ったら、ここはやはり全員会員登録をして利用いただいているということで、そんなような制約がありました。利用時間、曜日などいろんなことが制約がついておまして、会員にもいろいろクラス分けされておまして、例えばマスター会員は月額が8,925円、ペア会員7,875円、またグループ会員等は7,350円で、昼間利用者は5,775円、夜に関しては5,040円、これについてはいろいろ制約がありました。このように、いずれに施設もちょっとびっくりしたのは、きのうの午後2時過ぎに幾つか回っていたときに、どこの施設も駐車場に入れないぐらいということですのですごい人気だなと。先ほど環境課長が申されたように、トレーニングジムだとかフィットネスクラブ、これは本当に人気で、今の時代にマッチしているのかなというものを強く感じました。

そこで、一つ提案でございます。

施設の管理・運営は民間に依頼する、こういったこともぜひ検討していただいて、この件、要望しておきます。

これで私の質問を終わります。ちょっと意見だけお聞かせください。

○環境課長

環境組合の3月議会におきまして、その辺のところの説明が所長よりございました。余熱ホール、会館全てを構想では指定管理者、例えば刈谷市で

はウイングアリーナというところはコナミが指定管理者となっておられるようですが、そういったぐあいに、温水プールも全て含めてその管理・運営は民間に委託する、指定管理にしたいということをお聞かせております。そういったことで、民間の活力を利用して、利用増を図って、なおかつ合理的に、要は利用増というか、料金も歳入をふやしたいというふうに説明を受けております。

以上でございます。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

ちょっとお聞かせください。

先ほど稲垣委員も聞きましたけども、附帯施設に何が入るのかということをお聞かせください。もう一度その辺ちょっとお聞かせください。

○環境課長

改正後の附帯施設につきましては、いわゆる健康増進施設といわれるフィットネススタジオだとかトレーニングジム、そしていろんな講座だとか、文化的講座も考えてみえるようなんですが、多目的広場、多目的ホールというものが一応計画にございます。こういったものを総称して附帯施設というふうに表現をさせていただいているというふうに聞いております。

○佐藤委員

そうすると、ちょっと本会議でこの附帯施設の中に何が入るのかということをお聞かせください。市民部長のほうにお聞きをしましたが、市民部長はどう答弁されましたか。

○市民部長

今現在の改修前の図面の中では、プール以外の施設の中にある、例えば浴室だとか2階にある大広間、それから遊戯室、和室、こういったものが休養施設に含まれるということで認識しております。今後、これを改修したときの図面を見ますと、プール以外のものが附帯施設のほうに含まれるというような形で認識しております。

○佐藤委員

高橋議員と議論をしたときは、附帯施設の中に、

今現在については附帯施設というふうにして変わってもお風呂が入るといふ答弁を市民部長はされましたけども、そのとおりでよろしいですか。

○市民部長

そのように答弁しました。附帯施設の中に、仮にお風呂をこのままというのか、改修後の図面の中にお風呂が改修されるということであっても、附帯施設の中には含まれるという形でお答えしました。

○佐藤委員

今は、環境課長のほうは、改修されたらその中には、さっき読み上げたところには新たな施設のところが入ると。市民部長のほうは、こうした形で改修がなければ、附帯施設の中にお風呂も入ると、こういう答弁をされたわけですね。あそここの中の議論は、お風呂について、中島議員のほうからそうした要望が強いということ、それから災害時に対応するのにそうしたお風呂が必要ではないかと、そんな議論の中で、お風呂の存続をしたらどうかと、こんな意見が議論の中で市民部長のほうは答弁されましたけども、そのことをひとつ確認しておきたいと。

私、このアンケートですね、きょういただきましたけども、平成22年の環境組合のとき、私も環境組合議員でした。このアンケートを提案させていただいたのは、議会の中で私が提案させてもらったんですよ、これは。議案で、改修事業の基本計画策定委託料というものが150万円でしたかね、平成22年の3月議会だったかちょっと忘れちゃったけど、出ました。だけど、そのときの議論を通じて、改修するのであるならば、アンケートを実施したらどうですかというようなことを言わせてもらって、答弁もありましたけれども、このアンケートは本会議では割れましたけども、改めてどちらがやられたんですか。

○環境課長

どちらがというのは、組合か、市かということですか。

○佐藤委員

あのときの環境組合の議会での答弁は、この基

本設計を改修事業策定、ちょっと忘れちゃったけども、基本計画策定委託料の中で、委託事業者はそのときはまだ予算の段階で、明らかではありませんでした。しかし、環境組合の答弁は、みずからがやるということは明言を、私もそれ以上の議論はなかったわけです、3回までの質疑しかできないわけですので、なかったわけですが、業者にやらせるというニュアンスを含めて、実施主体はもちろん環境組合ですけども、実際のそれをアンケートを実施するところは、そうした委託事業を受けた業者というようなちょっとファジーなところの答弁があつて、だから実施主体は刈谷環境組合でありますけれども、実際にこのアンケートを実施したのはどこですかということをお聞きしてるんです。

○環境課長

本会議でもたしか市民部長が答えられたと思うんですが、平成22年度ですね、大建設計という業者がアンケートを含めた利用計画を策定しております。

○佐藤委員

そうすると、実施事業者は刈谷環境組合でありますけれども、実施をしたのは大建設計と。このアンケートの中身そのものも大建設計がつくられたんですか。

○環境課長

はい、そのとおりでございます。余熱ホール利用計画策定報告書ということで、大建設計がアンケートを含めて策定しております。

○佐藤委員

そうですね、大建設計ね。大建設計というのは、東京に本社があるんですよ。名古屋と大阪に支社があるのかな。知立市の福祉体育館も、設計は大建設計じゃないですかね。刈谷のコナミが指定管理者を受けている総合運動公園の体育館も大建設計だというふうに認識してますけれども、極めてそういう意味合いで見ると、この事業者というのは刈谷市にも知立市にもなじみのある業者だなという感じがしますけども、その辺どうですか。

○環境課長

済みません、ちょっと私、刈谷市と知立市で体育館だとかやっていたことは承知しておりませんでした。

○佐藤委員

別に刈谷市の総合運動公園の体育館や知立市の福祉体育館、その設計をやったからどうのこうのということじゃなくて、そういう知立市や刈谷市になじみのある設計事務所なんだなということがインターネット引いてわかりましたけどね。

それで、この大建設というものは、そうしたスポーツ施設、いろんなことをやっていますけど、スポーツ施設やその他について豊富な実績のある業者です。ですから、設計自体も経験のある業者がつくられたということだろうというふうに私は思いますけれども。それで、しかしアンケートそのものを全部丸投げで、環境組合が考えることもなくですね。もちろんつくったやつをいかどうかということは承認しただろうというふうに思いますけれども、しかしそうしたやり方で集めたアンケートということにはちょっと、きのうの委員会じゃないですけども、極めて違和感を私は覚えますけれども、違和感を覚えますか。こうしたアンケートの項目自体を仮や環境組合が精査をし、つくり、それをやるということについて、業者がやるということはあると思うけれども、それを丸投げでアンケートもつくらせてやられたというのは、私は違和感を覚えますけれども、どうでしょうか。

○環境課長

環境組合の共同処理する事務の施設なので、私の立場でやり方がどうかということはちょっと御勘弁していただきたいと思うんですが。

○佐藤委員

それで、このアンケートについて、例えばちょっとお聞きしますけれども、この設問を見ますと、いろいろ、1問、本日利用した施設、2問、満足度、3問、ウォーターパレス以外で利用したことのある施設、5番目の設問で、あったらいいなと思う機能や施設を教えてください。その他はあるものの、既存の従来ある施設はここから全部ス

ポイルさせて、新たなものを求めているわけですよ。特に、浴場ということを思うと、充実した温浴施設というのが載ってるんですよ。そうすると、イメージから充実した温浴施設で、何かなと思うと、風呂を利用している人は、もっといい風呂になるのかなというようなイメージを与えるような説明になってるんですよ。だから、現在ある施設の満足度はあるものの、存続してほしい施設はどうですかというような設問は一つもないんですよ。新たにつけ加えるものだけです。こうした設問は、何かおかしいと思いませんか。どうでしょうか。

○環境課長

ちょっと回答にならないかもしれないんですけど、平成22年度にこの環境組合の議会、佐藤委員もいらっしゃったということを知っていますのであれなんですけど、そのときに私はちょっと傍聴しとったわけじゃないものですからわからないんですけど、恐らく何らかの議論が出たのかなと思うんですけど、それに対して、ちょっと私、なかなか答弁がしづらいものですから、環境組合のほうでそれが通って、平成23年度に実施設計を委託費を組んだというふうな、そうやって考えると、何らかの議論があったかもしれないんですけど、そういう方向性には進んだのかなというふうに私は理解しております。

○佐藤委員

そこがそうしたスポーツ施設の設計にたけた業者であり、そして利用者をふやすということはいいことで、私自身もフィットネスクラブやその他ができることは何ら異論はございません。幅広い利用層があるわけですので、ニーズもあるのですね。しかしながら、ここの利用した施設を見ると、プールが一番多くて、その次が浴室と、回答数もプールに次いで多いと、18.6%、利用施設の中で浴室と、70代が35.8%、年齢別に見た入浴のために来たという方が70代では14%と、教室への参加とかありますけど、それなりに利用されてニーズの高い施設だと。これはプールがメインなものでね、プールが一番多いのは決まってる話なんですよ。その他の中で、やっぱり浴室というものが非常に

多いということなんです。アンケートは浴室を新しくするにしても、今の既存の施設の中でもっとよくしてほしいものは何ですかという設問があつてしかるべきじゃないですか。ここの中に、満足・不満足度の理由とか満足とかいろいろありますけども、満足のほうで見ると、浴室がきれいでも充実しているとか、不満足で見ると、プールと風呂場の動線が悪いとか、こういうのがある。それで、その他のコメントのところ、浴室の洗い場をふやしてほしい、浴室とプールを直接往来できるようにしてほしいと、こういう形であるんですよ。このアンケートはアンケートとしながら、これがこの設計に同じ業者が実施をして、この設計になって、このアンケートの中でも風呂に対する要望が高いということはちゃんと明らかじゃないですか。これはプールがメインだから、多に決まってるんだけど、じゃないですか。しかし、そこの中には充実した温浴施設と、これはクアコーナーという形になってるんでしょう。従来、温浴室にクアコーナーがあったわけなもので、今現在もあるわけなもので、そこをもっと充実させるのではなくて、浴室をなくして、そこをクアコーナーにしたというところがどうなんでしょうかと。こういう形でアンケートが利用されてなったけれども、どんな検討をされて、ここの設計に至ったのか。アンケートでこういうふうだから、こういう施設になりましたよと、十分な検討がないじゃないですか。少なくともアンケートの結果を環境組合議会に示して、皆さんからも意見をいただいて、どうですかという手順を踏むのが普通のやり方じゃないですか。計画やそういう執行は俺らが任されてるんだから、全部これでいいですよということじゃなくて、実際には規約も変更して、大きくさま変わりさせるわけなもので、そこは環境組合議会の中で議論として内容が提示されて、計画が示されて、アンケートも示されて、もう予算が計上されたころではなくて、経過措置を含めて、示されて議論されてここに至ったならともかく、そういう中間過程が一つもなくここに至った。なおかつこのアンケートは、環境組合の議員にも

配ってないという中で決まってくるわけでしょう。予算は可決はされたかもしれませんが、委員も議員も1年交代と、質問3回までという中で、そうしたものが提示されないから、議論のしようがないじゃないですか。前提条件が欠落した中でこんな議論がされて、規定の方針ですと言われても、納得できないんじゃないですか、どうですか。

○明石委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

確かに環境課長たちは参加できない、そこに参加していなかった、継続性がなかったというふうと言われるかもしれんけど、大きな施設を変更する規約の改正だもので、わからないということではいかんじゃないかと思います。あらゆる質問に答えるようにするのが、そうじゃなければ、何のために知立市議会でこれを議決するのということになるんじゃないですか。

○環境課長

私は去年から環境課のほうに所属をしまして、ことしの3月議会も出席したんですが、そのときに私の記憶では、議会のほうから分担金の話と、あとお風呂の話も議論が出ておりまして、そのときの細かいところまでは私も余り覚えてはないんですが、たしか所長の説明では、プールで事故があつて、年に一、二件ぐらい、細かいところまではわからないんですけど、そういう事故があつて、救急車を呼んで、たまたま死亡事故まではいかなかったけど、そういった事故があつて、高齢者の方が倒れたりだとか、そういうことの管理が非常に難しいということがあつたように聞き及んでおります。あと、余熱プールの職員の方に、私はそれは私的に聞いた話ですけど、昼間からちょっと酔った方と風呂場で口論になったということも聞いたこともありますし、そういったことで、お風

呂の管理の問題がちょっと非常に大きかったのではないのかなという気はします。あと、確かにアンケートの結果だけを見ると、いろんなふうにとれるものですから、利用した目的の入浴のためという、これが割合でいけば5.4%ということで、確かに高齢者の方については、このアンケート全体でぱっと見ると、入浴というのが非常に楽しんだのかなというのは受け取りはできるんですが、やっぱり25年という一つのサイクルで、節目ということで今回リニューアルするというので、管理上難しいものは違った形で、温浴施設ということでクアコーナー、それを充実させるという方向を今回環境組合はかじをとったんだなど、私はそういうふう感じております。

○佐藤委員

善意で解釈すればそうでありますけれども、予算は環境組合の中で可決をしたということですけども、全体の中ではまだこれが11月の工事だと。この後も環境組合議会が予定されているようですので、その辺ではぜひこうした資料も含めてちゃんと定義して、私、きょうの議論に加わってないから、又聞きのような話を聞いて、余り十分じゃないですけども、このアンケートがつくれ、同じ業者がアンケートをし、基本計画をつくり、設計もやりと、一体の中でこうした流れができてきて、そここのところに、言い分は風呂で事故があったとかいろいろあったけども、改善策やそういうことは議会に提示されて、このアンケートの結果、内容も含めて議論なく一路来たというこういう経過を踏まえると、その辺も踏まえて、ちゃんと環境組合のほうにこうした資料も提供して議論して、そうした市民の声に答える、そうした内容にしてほしいなというふうに思います。今現在は、市民部長のほうは附帯施設の中にお風呂が入るというふうにな、現在の施設で適応したらということですよ。しかし、これは11月1日から施工することになったときは、市民部長の言われたとおり、この図面の中の施設だと、こういうことですかね。そうすると、これはお風呂は入らないよと、11月1日からは、こういうことでしょうか。

○市民部長

先ほど来からの佐藤委員の御指摘の中で、この余熱利用施設につきましては、平成21年から修繕計画ができて、今回こういった形で規約改正という形で出てきました。るる御披瀝をいただきましたものを御案内いただいて、初めて知ったようなこともありました。こういったことは今回私も深く反省をして、十分こういった内容については詳細を確認しておくことだったなと反省はしております。今回、この環境組合のほうでこういった施設改修について、こういう計画を立てられている中で、先ほども環境課長が申しましたように、アンケート等も反映させていただいて、計画の中で実施をさせていただくということで、こういった実施計画が出ておりますので、この計画を今言った御意見等があったということは、組合のほうにはお伝えさせていただきたいなと思います。ただ、それがどれだけということがあると思うんですけども、地元の皆さんの意見を聞いたアンケートを計画に反映された改修だと思っておりますので、お伝えはさせていただきますけれども、これがどういうふうになるかというは、私どもは確約が得られないところであります。

○佐藤委員

そういう話があったということをお伝えということですけども、それともう一つ、議会にもこうしたアンケートも示されず、この議論の俎上に乗らなかったわけですけども、これは近隣の4地区の方に説明をされたと言いますけれども、このアンケートも提示をされて、そんな形も説明されたということですか。

○環境課長

それにつきましては確認をしたところ、リニューアルの工事前、まず老朽化のことで改修工事というのがメインにありました。リニューアルの話が出たときに、当市も刈谷市も含めて財政状況が非常に余り芳しくないということで、ちょっとリニューアルを待ってくれんかというお話が財政部局からあったというふう聞いております。それで、今年の7月にそういった機会があったと

いけばあったわけですが、そのときにアンケートを示した上で4地区の方に説明したのかというと、そのときにはちょっと本当に実施計画前で、説明ができることはなかったもので、今回はちょっと7月にまた予定されておりますので、そのときに説明をさせていただくというふうに聞いております。なので、結果的には、4地区の方にはそういった形で説明はまだしていないということを聞いております。

○佐藤委員

そうすると、今回の実施計画に至る過程の中で、行政側から刈谷環境組合についても十分な情報提示、この計画も示さない中で、そして近隣住民、関係住民についても説明がない中で、こうした実施計画が計上されて、予算化されて、そしてこういうものが出てきて、そこから浴室がなくなると、こういう流れだということがよくわかりました。

以上です。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

○佐藤委員

本会議の議論やここに至る過程の中で明確になったことは、議会にも十分な、このアンケートも含めて資料提供がない、十分な議論をする土壌をつくらなかった、そして関係地区の方にもそうした説明が十分になかったというようなこと、それからアンケート自体も極めてこの中身自体は、現状ある施設の改善についての設問などもなくて、

新たに追加するというものだけに特化しているということは極めて問題だなというふうに私は思います。私は、引き続きこのアンケートの結果、そうしたアンケートであっても、お風呂を利用されている方たちのそうしたニーズがここにもたくさんあらわれてるということを見れば、再考する余地があり、今回の規約改正によって、11月1日施工というふうになりますので、11月1日施工では、浴室はこの図面どおりだということで排除されると、こういう中身だということがよくわかりましたので、私どもは利用者がふえることを望んでいますし、そうした多様なニーズを吸収する意味で、フィットネスジムができることについて反対しているわけではありませんし、そうした点でよくなることについてはいいですけれども、そうした特に高齢の方たちがよく利用されるこうした施設が排除されるということは納得はできないわけです。これによって、プールを利用する高齢者もみえませんが、高齢者の足が遠のくような事態になっては大変だというようなことから、反対を表明しておきます。

○明石委員長

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号について、挙手により採決します。

議案第45号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、議案第45号 刈谷知立環境組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時48分

再開 午後0時58分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号 平成25年度知立市一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

済みません、よろしくをお願いします。

17ページですね。生活保護費についてちょっと伺いたいので、お願いいたします。

システム改修委託料ということなんですけれども、これは何のための費用であるか、それからいつからの分から対象になるかという、前もっての準備だと思うんですけれども、もうちょっと教えていただきたいと思います。

○福祉課長

生活保護システム改修委託料ですけれども、これについては、特定財源の国庫補助金、セーフティーネット支援対策事業費補助金10分の10、283万5,000円をいただきまして、今回生活保護における改修をします。改修の概要としては、生活扶助基準と住宅扶助、補修費等住宅維持費と出産扶助、施設分娩、生業扶助、技能習得費の見直しを国のほうが行っておりますので、平成25年8月の支給から変更するためのシステム改修委託料でございます。

以上でございます。

○池田福子委員

要するに、8月からそれが実施に移されるためのシステム改修の予算づけということでよろしいわけですよ。そうしましたら、どのように変わるか、ざっくりで結構ですので、ちょっとお知らせ願えますか。

○福祉課長

今回のシステム改修において、生活扶助基準の見直しがなされます。生活扶助基準においては、第1類という形で、年齢別における基準額が策定されております。その基準額を今回、国のほうが消費実態との均衡を図るところで、基準額の見直しをしております。また、生活補助基準における第2類、これも世帯人員によって補助基準額が段階的に変わってるんですけれども、これについても、消費実態との均衡を図るところで

変えております。今回一番大きな改正は、世帯人数における通減率というものが定められているんですけども、これは生活保護の第1群、2人、仮に40歳の夫婦ですと、その2人分の基準額を足したものを第1群として計算します。第2群については、2人世帯の基準額を採用して、それが生活保護の最低基準という形になるんですけども、そこにおいて、今までは4人以上が通減率1だったものが、2人でも通減率が発生するという形の改正になっているところが大きな点でございます。

以上でございます。

○池田福子委員

済みません、ちょっとわかりにくかったので、もうちょっと目に見えるような形で言ってもらえますか。70歳以上はどれだけ減るとか、そういう答え方をしてもらっていいですか。

○福祉課長

今回、生活保護の認定基準表でいく第1類は、知立市においては生活保護の表が第2表の1という区分になります。0歳から2歳の第1類については、1万9,020円であったものが2万3,420円、4,400円の増加になっております。3歳児から5歳は2万3980円が2万6,330円で2,350円の増額です。6歳から11歳は3万1,000円が3万210円でマイナス790円、12歳から19歳が3万8,290円が3万4,410円でマイナス3,880円、20歳から40歳が3万6,650円が3万3,760円でマイナス2,890円、41歳から59歳が3万4,740円が3万4,570円でマイナス170円、60歳から69歳が3万2,850円が3万円4,240円で、1,390円の増額です。70歳以上が2万9,430円が2万9,720円で、290円の増加となっております。

○池田福子委員

これで見ますと、いろいろな組み合わせができると思うんですけども、要するに40代の夫婦で、小学校以上の子供が2人という場合が結構な金額が減額になると思うんですけども、それでよろしいですか。

○福祉課長

今回の改正では、世帯数が、世帯の構成人数が

ふえる方に大きな影響が出るような仕組みに改正されております。今まで4名の方については、第1類の4人分の基準額を合算したのに対して、4名までは0.95を掛けていました。今回の改正で、4名については0.7675という形で、率にするとマイナス19.2%の減額になっていきます。今回、通減率が1人が1だったものが1、2人は1だったものが0.885、3人が1が0.835、4人が0.95が0.7675、5人が0.9が0.714、6人は0.9が0.7010、7人は0.9が0.6865、8人は0.9が0.6745、9人は0.9が0.6645という形で、掛ける率を下げてございましたので、その辺で人数が多くなればなるほど、影響は大きいということになります。

○池田福子委員

済みません、ずっと聞いててもちょっと混乱してまいりますので、表みたいなので出していただければ助かります。

現実的に言うと、40代の夫婦で、小学生当たりの10歳以上ですよ、ここで言うと。そうすると、今のは月額というふうを考えればいいので、2万6,000円が2万4,000円ぐらいになるという、月額2万円ぐらい下がってしまうという事例が実際におきてくるわけですよ。子供が10歳ぐらいだと、まだまだそれから以降お金がかかるのに、ちょっと過酷じゃないかというのものもあるし、それから人数がふえれば、だんだん下がるというのは、誰かは働けよという意味なんですかね。ちょっとその辺。

○福祉課長

40歳の夫婦2人で、小学生のケースでいきますと、平成25年4月の基準額は17万8,740円になります。8月の改定においては、16万9,930円になります。これはマイナス約8,800円になるんですけども、これは今までの基準額で激変緩和のため、まずは今までの基準額は3分の2を掛けたもの、それに新しい基準額でプラス3分の1という形を激変緩和で立てておりますので、1年目の減額というのはそんなには大きくないという話になります。

○池田福子委員

要するに、これは3年かけて引いていくよという感じでいいんですよね。3年かけてなんだけれども、例えば8月が初めてですよ。8月の最初から引くのか、それとも順次だだだとなって、来年の何月から引くのかという問題にもなってくると思うんですけども、一体いつから1年目はいつから引かれるのか、教えてもらっていいですか。

○福祉課長

まずは、平成25年8月が1回目になります。次に平成26年4月、次に平成27年4月という形の3回になっております。

○池田福子委員

まずは平成25年8月というのと、すぐということですよ。じゃあその場合、あなたはこれだけ引かれますよということは告知はするんですよ、当然前もって。

○福祉課長

現実には、まだシステムの改修等ができておりませんので、465世帯今あるんですが、その方たちの計算というのは改修が終わらないとできない予定になっておりますので、今の予定でいきますと、7月の下旬ごろに算定をいたしまして、保護者の方に送付させていただくという予定がスケジュール的には最短だと思います。

○池田福子委員

今聞いていますと、7月の末かどちらかわからないんですけども、次の8月5日からは、もう引かれた金額が振り込まれるなり渡されるなりということですか。予告も何もしないという、現実的にはそういうことになってしまうわけですよ。下がるよというわさというか、そういう、もやもやと下がりそうだというのは、受給者の皆さんは知らない、ニュースとかいろいろで見ればわかるけどということで、じゃあ対策として、どっど何か言ってくるんですけども、振り込まれた金額自体がもう下がってるわけだから、そのときに絶対何か言ってくるなという予測はありますか。

○福祉課長

やはり下がる影響が出る話ですので、言ってく

ることは予想されます。今、緊急でできるのは、今の時点で生活保護費が8月から下がるという程度の通知しかできないかなというふうには考えております。

○池田福子委員

今は下がる人のことなんですけれど、いたし方ないという返事なんですけれども、実際に下がるだけではなくて、基準に合わなくなってもらえなくなるという人は、1年目では何人ぐらい、2年目では何人ぐらいと大体予測はつきますかね。

○福祉課長

とりあえずは1年目の方については、現在受給中の方については影響は出ないというふうに推定しております。2年目、3年目については、ちょっとまた計算し直してみないと、実情はわからないというのが現状でございます。

○池田福子委員

わからない、わからないという答えにならざるを得ないとは思うんですけれども、じゃあ次の平成26年4月といっても、8月から4月だから、もうすぐなんですよ。ここで外れる方に対しては、重々納得してもらえような対策をお願いしたいんですけども、何かお考えはありますか。

○福祉課長

生活保護費から外れるという形の方については、収入認定行為をされている方が該当するかと思います。その場合には、高齢者の方ですと年金を受給されている方だとか、就労されている方については、今回就労の控除額、当初8,000円だったものが1万5,000円に控除額が増額されておりますので、この点については、生活保護費が最大下がっても、10%までだという形を今国のほうは示されてますので、収入認定という行為においては、相殺されるかなというふうには感じております。

○池田福子委員

そうしますと、今100%もらってる人がいきなりゼロにはならないということですよ。下がる率も10%が限度だよということで考えていただいとるということですよ。外れる人もそうなんですけれども、少なくなる人もそうなんですけれど、

それなりのフォローというか、低くなったら低くなつたなりのその人たちを助けられるような何かシステムはあるんですか。

○福祉課長

知立市の場合ですと、全国一緒なんですけど、就労できる年代の方が多く生活保護でいらっしゃる。高齢者だとか障がい者、母子家庭、傷病家庭等においては、就労が難しい方が多くいらっしゃる。今回の改正においては保護費の削減という形にはなってしまうんですけども、生活保護から外れる方というのが就労をできる方であれば、市としては就労支援についての力を今後入れていって、何とか一般企業のほうの就労へ導いて、生活保護の脱却というところを目指したいというふうには考えています。

○池田福子委員

その就労へ向けてということで、これが就労準備支援ということですよ。

○福祉課長

今現在、4月から就労相談員が毎日来ていただくような形になりました。今回の法改正においても、就労については国のほうもかなり力を入れております。また、ハローワークとの連携ということで、ハローワークの説明会等も伺いましたけれども、生活保護者についての就労についてはハローワークも出張相談をしていただけるということで、またハローワークと協議をして、ケースワーカー査察等とも協議をして、就労できそうな方を選んで面接をしてもらうという方向で今進めようと思っております。

以上です。

○池田福子委員

それで、就労支援として何か月間か5,000円支給していただけるんだということを聞いておりますが、その5,000円という本来の使い道なんですけれども、それはどういったものを予測して5,000円というふうにしてるんですかね。

○福祉課長

5,000円については、就労活動促進費という形のものでございまして、就労に向けて、就労でき

そうな方について月1回就労活動をしているだけか、さまざまな条件があるんですが、まず半年間就労ができるまで、生活費の一時金として5,000円、毎月支給をしていきます。最大1年間、就労できるまで支給をするという制度でございます。

○池田福子委員

生活支援としての5,000円ということなんです。原則として、履歴書を書いたり、そこに行くための交通費だとか、写真とか写さなきゃいけないし、いろんな経費がかかると思うので、私はそれかと思ったんですよ。そうですね、そっちですよね。

もう一つは、5,000円にしてはちょっと低いなと思ったのが、職業訓練のようなどころへ行ってもらうなら、この5,000円では足りないと思うので、それはまた別途あったと思うんですけども。

○福祉課長

職業訓練等については、交通費の支給等もしていると思います。また、ハローワークのほうも就労支援についてのさまざまなメニューがございまして、パソコンだとか、そういう就労訓練等の他法他施策という形で、ハローワークの業務の中にもそうやって就労ができる、就労のための訓練をするという施策もございまして、そういうものをうまく組み合わせていきたいなと思っております。

○池田福子委員

相談員の方とかハローワークが間に立ってもらえれば、無理な就労とかそういったものにはならないと思うんですけども、いろんな地方には、訓練という名をかりて、最低賃金も通用しないような低い労働条件で働かせてるという、いわゆるこれも貧困ビジネスに入るんじゃないかと思うんですけど、そういう場合もあるものですから、そうすると、そういう目に遭った人たちは二度と嫌だということになって、ますます引きこもることになってしまうと思うんですね。働く場所というものを提供して、初めて自立というものが芽が出てくると思いますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいんですけども。

それから、もう一つ、生活困窮者自立支援法というのが、生活保護費を何とか食い止めようという意味と、それから関連として出ているということなんですけど、これについてちょっと。

○福祉課長

今のお話は、生活保護制度の近隣の施策として、平成27年4月を予定しております、第1のセーフティーネットという形で社会保険制度、労働保険制度がございまして、第2のセーフティーネットとして求職者支援制度等があるんですが、その下に第3のネットという形で生活保護があると。第2のセーフティーネットの生活困窮者対策というところで、国は平成27年度を目指して新しい施策を組んでいきたいというお話は伺っております。

以上でございます。

○池田福子委員

これは結局、セーフティーネットに行く前の段階で何とか救えないかということですよ。これの代表的なものがあると思うんですけど、どんなものがありますかね、これには。

○福祉課長

新たな取り組みとして、生活保護に至る前の段階で早期に支援を行うというところで、自治体等が主体となって、生活困窮者の自立までの包括的な継続期に支える新たな相談支援体制の構築、就労に向けた生活訓練・社会訓練、技術習得訓練を有期で行う事業、就労準備支援事業の実施、一般就労が直ちに難しいものに支援つきで軽易な作業等の機会を提供する中間的就労の場の育成支援、ハローワークと自治体が一体となった就労支援体制の全国的な整備、家計収支等に関するきめ細やかな相談支援の強化等々でございます。

○池田福子委員

今言っていたと思うんですけども、住宅もなんですよ、これ。家賃を補助しようというのがここで。

○福祉課長

離職者により住居を喪失した生活困窮者に対する家賃補助のための給付金の制度化、あと子供・若者の貧困の防止として、地域若者サポートステ

ーションの充実強化、生活困窮家庭の子供に対する学習支援等を行う事業の実施という形になっております。

○池田福子委員

それで、いろんなことで支援しようというお気持ちは出てると思うんですけども、さて、だけれどもどうしても生活保護に行かねばならないというような段になって、今回の8月からのものは水際というか、もう申し込んできた段階で非常にハードルが高いということなんですけれども、いかがですか、その点はどの辺が変わりましたかね。

○福祉課長

生活保護の基準額自体が世帯が多くなるにつれて下がったということは、国のほうですと消費実態等を勘案して、今回改正に至っているという点がござります。ですので、なかなか厳しい中で最低生活、生活保護の基準のボーダーの方はかなりいらっしゃると思いますけれども、その基準額が下がるということは、ある意味厳しい状況に陥っているかなとは思っています。

○池田福子委員

世界的に見ても、日本の場合はこれだけの文明国であるにもかかわらず、本来生活保護を受けなきゃいけない人たちの2割ぐらいしか生活保護受給者がいないということなんですよね。何らかの形で我慢してしまったり、どうせ受けてもらえないとか、そういう思いもあると思うんですけども。新聞とかいろいろで取りざたされておりますけれども、親族間の扶養義務が非常にきつくなったということなんですけど、具体的にちょっと教えていただいてもいいですか。

○福祉課長

今回、扶養義務については、事前には申告に関して厳しくなるというお話がありました、最終的にはやはり憲法の第25条の関係で、そこまではできないという形で、調査権については従前と同じように自治体のほうにはありません。ですので、今までと同じだというふうに解釈しておきます。

○池田福子委員

いろんな案としては、親族の3等親というから、

おじ、おば、めい、おいまでですよ、扶養義務がありますよという。最初の話ですと、銀行の調査もあり、それから会社にも問い合わせがありということが取りざたされた。そういうことをやっては、親戚の人たちに申しわけないから取りやめるんじゃないかということが懸念されておりましたよね。そういうことは一切自治体としては権限はないということで、調査権は今までどおりということでよろしいわけですね。ありがとうございます。

そうしましたら、水際ということであれなんですけれども、ここでそうすると、今までですと年1回調査で、親族の方たちにも郵送で行きますという、ちょっとその辺のところ、今の現状を。

○福祉課長

扶養義務の調査は年1回、3親等内の親族に郵送に送らせていただいています。これについては、生活保護の方についてはかなり親族とのつながりが切れてしまった人が多くいらっしゃいます。ただし、逆に扶養親族の調査は、切れてしまってるがために逆に行う必要があると私は考えています。だから、そうやってやって、兄弟等がそういう状況にあるんだと。生活保護をやって一番思うのは、その方が仮にお亡くなりになられたときに、遺骨等をどうするんだとかという問題が一番問題になるところなんです。ですから、そうやってやって、知立市で兄弟だとか3親等内の親族を預かってるということを扶養義務者に知らせるということは非常に重要なことだというふうに思って今までやってまいりました。

以上でございます。

○池田福子委員

重要なことだとは思いますが、本人の意向に反してまでというのをちょっとお願いしておきたいんですよ。

○福祉課長

生活保護を受けるときに、保護者からいろんな個々の人生を聞きます。そうしたときに、やはり家族と縁が切れてしまったということで、最終的に生活保護になってしまう方が多くいらっしゃい

ます。ただ、逆にケースワーカーとして、その点をやっぱり人間として改善をしてほしいという願いをいつも持ってました。だから、そういう意味で、本人が嫌だと言うけれども、やはり扶養親族に対しての調査というのは本人のためになるんじゃないかなと、自分は個人的には思っておりました。

○池田福子委員

そうしましたら、次にどうしても子供に連鎖していくという問題が残っているわけですね。生活保護の受給者の方たち、ひとり親の方もそうですし、両親そろっててもそうなんですけれども、進学率はやっぱり低いということですよ。それと、入学したはいいけれども、退学する子供たちも普通の子たちに比べれば多いと。それから、不登校も多いというデータが出てくるんですよ。それから、引きこもってしまう子も多いということなんです。この辺がやっぱり、子供自身が親が生活保護なんだという引け目を感じる必要はないんだけど、どうしても周りの圧力みたいなものを感じた場合に引きこもってしまいやすいのかなと思うんですけど、こういう子供たちに対する何か働きかけ、いろんなところではやってると思うんですけども、何かお考えがありますか。

○福祉課長

自分の以前ケースワーカーをやってたんですけども、そのときにはなかなかお子さんとの接触というのはできていませんでした。かなり難しい部分かなと思っています。生活保護をやって一番思うのは、学校だとか、民生委員だとか、子供を取り巻く、その家庭を取り巻く方が関係する部署とのネットワークを処遇困難ケースの場合においては、現在も多くケースワーカーはネットワークをつくってもらっています。そのネットワークの中で何とか処遇困難ケースの人は多くの方に力を得て、見守ってもらって維持していきたいというふうに今実践をしてもらっていますし、そういう中で、そういう家庭の子がいらっしゃるならば、学校の先生だとか、いろいろその子が関係している部署の方とケース会議を開かせていただいて、

それに対応していきたいと。福祉課に4月からきたんですけれども、そのときには安城市の若者サポートステーションに、何とかひきこもりの方等の対策としてネットワークができないかなというところで訪問をしてきました。ただ、現実生活保護の方をそこに導くのは難しかったので、学校教育課長のほうに紹介をさせていただいたのが現状でございます。

○池田福子委員

子供が引け目を感じるようなあれではいけないと思うものですから、いろんな方法をまた模索していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、観光協会のほうをちょっとお願いしたいんですけれども、観光協会事務委託事業ということなんですけれども、会社名は言ってもいいんですかね。どこから幾らがいいんですけれども、これ、期限がありますか、いつまでという。

○経済課長

平成25年3月29日に、380万円寄附金をいただいてきました。今、期限と言われましたものですから、期限というのは、観光に関する看板を6枚作成してくださいというような寄附のときの目録があります。その中に地域振興の推進のための寄附金として贈呈いたしますという形で出ておりまして、いつまでという日付は書いてありませんけれども、早急につくりたいということで、6月補正で予算を計上させていただきました。

以上です。

○池田福子委員

例えば、こういう聞き方はよくないんだけど、寄進元への対価は何かありますか。

○経済課長

対価というものはありません。観光案内看板作成のためという寄附をいただいて、ただ看板の中に会社の名称が入ります。それが対価というのかなというところです。

以上です。

○池田福子委員

そうすると、対価としては、看板の中に寄進し

た先の会社の名前が入るといふことで考えればよいんですよ。そうしまして、看板は出すと。それから、観光に関する看板を出すといふことなんですけれども、看板というのは、ある意味リード商品だものですから、一歩先を行ってなきゃいけないわけなんです。だから、リニューアルは常に必要なんですけれども、リニューアルの面はどのように考えていますかね。

○経済課長

当然、今知立市内にある観光看板等も古くなってきているものがあります。今回補正に上げました380万円の6枚の看板に関しましても、なるべく長もちするような形でつくりたいと思いますけれども、10年もたてば傷んでくる、当然直していかなければいけないときがきます。市のほうの予算を修繕料等で、看板の見直し・つくり直し等も検討しながら今後ともやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○池田福子委員

看板そのものの耐用年数ではなくて、中身なんです。ニュースとして伝えるべきなのが看板なんです。今はやってるものといふか、今知らせたいことを看板で知らせるんですよ。だから、それが10年もたってといふことじゃなくて、絶えずリニューアルして、そういうこともお考えですかといふことなんです。

○経済課長

今回作成する6枚に関しましては、まず駅前のところのウェルカムボード、これに関しましては、知立市の駅前駐車場の、前に電光掲示板があったところに、壁面に大きな看板をつくりたい。ですから、この看板が目立つ本当に大きなものなんですけれども、一度つくと結構な費用がかかります。ですから、電光掲示板のように直せるようなものでもありませんので、いいものを最初につくりたいと考えております。

それから、東海道の銀座通りのところは道しるべみたいな形で、こちらが知立駅です、こちらが知立神社です、国道1号線はこちらです、旧東海道はこちらですといふような、そういう道しるべ

標識を立てさせていただきます。

それから、来迎寺公園、それから来迎寺一里塚、衣浦豊田道路、牛田インターのところ、これに関しましてはイラストマップ、東海道やトイレの案内のようなものも加えながら、知立市内の地図のようなもの、イラストマップを載させていただきます予定です。

それから、あと東海道の馬市の碑の横には、広重の浮世絵の看板、馬市の看板をつくっていきたいと考えております。

ですから、知立市に観光に来られた方には、非常に見てわかりやすいような看板を作成していきたいと思っておりますので、長く使えるものといふことで考えております。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

ちょっとだけお聞かせください。

まず今回、先ほどの議論の中で、知立市は2級地の1だといふことで、第1類のところ、年齢別の基準額の変更がありまして、多くのところが減額と、そして家族構成、世帯ごとに軽減率が引き下がっていった、家族が多いほど減額幅が大きくなるといふような形で説明がありましたけれども、インターネットで引いた厚生労働省の表ですかね、こういう形で世帯ごとのやつを全て見ても、プラスになる例は60代の夫婦といふことで、町村部においてプラスマイナスゼロといふだけで、その試算はほとんどがマイナスといふような実態なんです。それで、今回減額の根拠とされたのが、先ほど福祉課長も言われましたけど、消費実態を反映させると、こういうふうに言われますけれども、消費実態を反映させたといふのは、消費の品目はどのようなものを対象にしてやったんですか。それは、言われてるのは、生活保護を受けてる受給者と、そしてそれより低いような方があって、その人たちの消費実態を比較したといふようなことも言われてますけれども、どういう品目を対象にしてそういうことをやられているのか。

○福祉課長

国のほうからの資料でいきますと、5年に一度実施される全国消費実態調査のデータを用いたところでございます。これは、社会保障審議会生活保護基準部会を国のほうが設置しまして、そこで議論しております。今回、実際生活の第1類で、0歳、2歳、3歳から5歳と70歳以上がプラスにされてまして、6歳から69歳についてはマイナスをされていると。ここが生活保護の基準額と実態調査をした場所の開きがあったところがそのような形の表になっております。

以上でございます。

○佐藤委員

いやいや、そういうことだということなんだけども、消費実態という、消費をするものといいますが、それは何を対象にして、物価が下がってるとか、安くなってるとか、それをやったのかというところがたしか問題になったと思うんですね。どうですか。

○福祉課長

ちょっと勉強不足で申しわけございません。手にある資料でいきますと、平成23年末に入手した最新の全国消費実態データを集計したという形になっております。

○佐藤委員

この消費実態も、私もしっかりと福祉課長のほうから答えてもらえるかなというふうに思ったんだけど、なかなか実際にこの生活保護の人たちが購入するようなものでない品目を対象にして、多くは物価が下がったということ、例えばパソコンだとかそういうものを対象にして、物価が下がったということを根拠にして、この引き下げに根拠されたと、これは大分議論になりました、御承知のとおりです。まずそれが1点で、そこに正当性があるかという、もちろん国の法律と国の決めることなので、地方としてはそれに従ってやらなきゃいかんという関係にあるにしても、無批判であってはいけません。だから、消費実態を反映させたと言うけど、消費実態というのは、実際にはそういう人たちがふだん購入するようなものとは全然関係のないものを対象にして、引き下

ったことを前提にして根拠づけてる、ここが第一問題だということ、指摘しておきたいと思えます。そのことは福祉課長も承知してると思いますが、どうですか。

○福祉課長

そういう議論があったということは記憶しております。

○佐藤委員

それで、そういうことで、この引き下げ自体に正当性はなく、何が何でもとにかく保護費を削減をさせたいと、こういう動機に基づいて、今回の法がつくられたという経過があるということ、指摘をしておきたいというふうに思うんですね。

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、本会議でも議論になりましたけれども、いわゆる水際作戦ということで、今回は、今までは口頭でも申請がOKだったよと。しかし、このことも水際作戦で書類の提出を考案の中に、条文の中に盛り込んで書類提出と、これは議論の対象になりまして、修正が加えられて、特別な事情のある場合は口頭でもいいよというふうになりましたけど、ここをちょっと説明してください。

○福祉課長

その辺についてはちょっと勉強不足でございまして、申しわけございません。

○佐藤委員

これは本会議で福祉子ども部長が盛んに答えられた中身なので、福祉子ども部長、教えてください。

○福祉子ども部長

今回の補助費の引き下げ等に伴う法律改正の関係の中の書類の提出については、今、佐藤委員が言われるように、修正が加えられたということで、まずもって本来保護費については、今申請を受けてから2週間、通常はかけさせていただいて、普通で言うと、市のほうがいろんな調査をさせていただくという形で2週間いただいております。その形を考えたときに、どうも国のほうも言うてるわけなんです、本人がある程度その書類をそ

ろえていただければ、その審査期間も短くなると、本人に支給のほうが早くなるという形で、そういうことも考えて、そういうものを出させていたわけなんです、やはり実質、本人がそういった資料等をそろえるための負担というのはかなりのものだということもあって、今回修正を加えられたということで、特別な事情に限って口頭でも受けるよという話、それをもって、実は国からもそういった通知が来ております。今までどおり口頭でも受けていただくような形でということで、ただ本会議でも出ましたように、何ら変わらないじゃないかという話なんです、実質うちの福祉課のほうでも、基本的に受け付けについては変わってないんじゃないのかという形ですね。当然今までも口頭等で受け付けして、その後、申請書を書いていただくなり、あと預金調査、それからそういった所得の調査等させていただいておりますので、何ら今回も法律的には明文化しておりますが、内容的には変わってないということで理解しております。

以上です。

○佐藤委員

だとするならば、ここで議論ではないですけども、本来的には条文からその項目を削除すればいいわけですね。そここのところが削除がないままに、特別な事情の場合ということが加えられて、今までと変わらないよというようなことを言われるんだけど、法案の条文にその項目が残ったということは、基本的には書類提出が義務づけられるということを意味してるというふうに私は理解しております。それで、通知が修正が加えられて、特別な事情の場合は従前と変わらん口頭でも受け付けるというふうになりました。特別な事情とはどういうことでしょうか。

○福祉子ども部長

通常、特別な事情というのは、例えば病気等で申請ができない方だとか、やっぱりそういった本人さんがそろえるのになかなか動けない方とか、そういった方でいうふうには国のほうでは書いてありますが、先ほどもちょっと言ったように、

確かに今までどおりならいいじゃないかという話でもあるわけなんです、ただ今回の法改正については、急遽衆議院のほうで修正が加わった段階で、短い期間の間でやったということもあって、ただそういう形で慌てて修正をかけたのかなという感じはちょっと受けております。

○佐藤委員

今まではそうしたことは法の中にうたわれてなかったわけで、うたわれてなかったにもかかわらず、書類をそろえること等が多くの自治体で、ともすれば書類をそろえることが義務のように扱われて、そこで門前払いをされると、申請を受けないというようなことが問題になってきました。ですから、ことしの何月だったか忘れちゃったけども、この法案が提出される前に、厚生労働省は地方自治体にそうしたことのないように、口頭でもしっかり受け付けるよという通知が知立市にも、通達か通知かわかりませんが、来てると思うんですけども、それはどうですか。

○福祉子ども部長

それについては、間違いなくこちらのほうに届いております。

以上です。

○佐藤委員

それで、こここのところが衆議院を通過したとは言えども、修正がかけられたと言えども、特別な事情というのは何かということなんです。そこが全然はつきりしないんです。先ほど福祉子ども部長のほうは、特別な事情ということで、従来と変わらずやれますよというようなことを本会議でもやりとりがありましたけども、本当にそうなのかなというふうに思うんです。特別な事情というのは何なのか。例えば、申請が病気でできないというような方は口頭でもいいよという話です。そうすると、その特別な事情の方は病気でできないという方のみで、具体的な通知の中にはその例示が示されてはないんですか。示されてないとするならば、今までと変わらないよ言いながらも、ちっとも変わらないなんてことは言えないんじゃないですか。

○福祉子ども部長

今ここに、手元に文書がないものですから、どういったのでというのが明示されているかどうかちょっと確認がとれないわけなんですけど、先ほど言ったように、病気の方だとか、例えばDV等で逃げてきた方ですね、そういった方についても、やはり書類等を取ることが困難ということについては、そういうのにも市のほうでやらないといかないのかなというふうには感じております。

○佐藤委員

この中では、特別な事情ということでそういうことを言われるんだけれども、例えばすごい実態の中で申請をしたいというふうにして、もうとにかく病気で保護を受けないと健康状態を大きく損ねたり、そうした事態になった場合なども含まれると思うんですけど、それはどうですか。

○福祉子ども部長

そうですね、やはりいろんな書類等、例えばそういった給料証明等、やっぱりそこも勤めていたところからもらえなければそろえられないということで、そういった方でも口頭というか、うちのほうの受け付け等をしていただければという形で考えております。

○佐藤委員

なかなか特別な事情というのが、今はそうした形で言われるわけだけでも、今までは法の条文に書かれてなくても、多くの自治体のところで水際作戦で申請を受け付けられないようなことが多々あって、これは問題になってきたんですよ。しかし、今度はそれが法に書かれてなくてもそうなった、今度は法律にそれが書かれた、明記をされた、特別な事情というのは修正されたかもしれないけれども、基本的にはますますそのところは厳しい実態になるんじゃないですか。私はそんなふうには思うんです。例えば、生活保護の申請を頼みに来て、どうしても命にかかわる状態だとか大きく健康を損ねるような状態、そうした場合はどんな対応をされるんですか。

○福祉課長

生活保護の場合、緊急時においては緊急保護と

いう形をとっております。4月から窓口を見させていただいたんですが、自分が平成17年にやっていたときとはすごく違った状態になっておりまして、保護の申請に来た方、4月は特に多かったんですが、もうつぶさに一人一人親切丁寧に現業員のほうは対応させていただいております。ですので、委員が心配なさることは現在のところないというふうに考えております。

○佐藤委員

今、知立市ではそういう事態がないということですけども、そのことが条文に書かれて、今後、今の事態はそうかもしれませんけれども、通知でそうしたことも来たということになりますけれども、そもそもこの書類提出を義務づけるということは、申請を口頭では受け付けずに、不備なものは、はねのけて保護費を削減するということの前提があって、この条文に載ったわけですよ。そういうことなんですけど、今現在、多くの生活保護を申請される方が自分で全ての書類をそろえて提出する割合というのはどのぐらいですか。

○福祉課長

ちょっとそれは調べてみないとわかりません。

○佐藤委員

多くの方がそうした制度については、生活保護という制度があることについては知ってるけれども、そろえるべき書類や生活保護に該当する要件を満たすに足りるものを知ってる方はほとんどいないわけでしょう。そうすると、市のケースワーカーの方が口頭で受け付けて、それをちゃんと聞き取りながら、ここをこういうふうに書いてくださいとか、書いたり、そうした中身でやっておるわけだけでも、この条文が入ることによって、そうしたことが本当にいつまでも担保されるかということの危惧はぬぐえないですよ、これは。今の知立市はそうじゃないかもしれないけれども、ぬぐえないと思うんです。だって、そもそも条文の中にそこを明記したということは、そのことが一番の中心命題ですのですね。私はぜひこうしたことを含めて、従前どおり口頭での申請を受け、今までどおり丁寧な対応をしてほしいなというふう

思いますけれどね。

それと、もう一つお聞きしますが、急性というか、本当に命にかかわったり健康を大きく損ねる、それはさっき言ったように、緊急避難という申請保護ではなくて職権保護でやられるということがあろうかと思うけれども、そうした場合は例外として、その他についてはそうした事態も心配されるということを指摘をしておきたいなというふうに思います。

それと、もう一つは先ほど扶養親族の関係で、3等親ということがありました。先ほど福祉課長のほうは、憲法第25条との関係で、それは調査権はないようなことになったんですけれども、それは公文上はなくなったんですか。

○福祉課長

公文上は明記されなかったということで聞いております。

○佐藤委員

公文上は本当に明記されてないんですか。そうすると、親族に対しても、今まで問い合わせが、できたら支援してくださいという程度の話の中だけということに理解してよろしいですか。

○福祉課長

佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員

それと、もう一つは、先ほど生活保護法と同時に、セットに先ほど問題になった生活困難者の自立支援法という形で、就労訓練事業ということで先ほどもありましたけども、これについても一度御説明願いたいなというふうに思いますけども。

○福祉課長

就労活動促進費ということで、5,000円の話のことでしょうか。

これについては、支給対象者としては、早期に就労による保護脱却が可能と判断される者、支給要件としては、被保護者からの申請に基づき、確認書に基づく就労活動を実際に行っていること、原則月1回以上面接を受けている、または月3回以上求人先に応募していること、原則月1回以上、ワーカーまたは就労支援員の就労指導の面接を受

けること、確認書に基づき就労活動をして、ハローワークにおける求職活動、就労支援プログラムに基づく福祉事務所の就労支援員等による就労支援への参加、生活保護受給者等就労自立促進事業への参加を行っていることということになっております。

○佐藤委員

それで、この事業の中身は、直ちに就労が困難な方を対象にして、そうしたメニューを上げながら中間的就労を盛り込んだということでしょうか。すぐに正規雇用やそういうところに至らないけれども、とにかく就労してくださいという中間的な就労を盛り込んだということでしょうか。

○福祉課長

この制度は逆で、早期に就労による保護脱却が可能と判断される者ということです。就労が可能である方というふうに考えております。

○佐藤委員

いやいや、この中身に中間的就労ということをして盛り込んであるということをお聞きしては、最低賃金は適用しないような就労の仕方も認めますよと、これは生活保護を全て脱却しなくても、とにかく働いて、働いた分の先ほどの8,000円を1万5,000円という話がありましたけれども、そうした点もあるというふうに聞いてますけども、その辺はどうなんですか。

○福祉課長

その点については、ハローワークにおける求職活動だとか就労支援プログラムに基づく福祉事務所の就労指導員等による就労支援への参加だとか、生活保護受給者等の就労自立促進事業への参加というところで、就労自立支援事業というところに参加するということによって、社会へのボランティア等に当たると思うんですが、そういうものをすることによって、社会とのつながりをつくっていくというところの事業だということで、そこが当たるのかなというふうに思っていますけど。

○佐藤委員

そうすると、ボランティア等への参加というこ

とになりますと、これはボランティアだと、明確なる就労というか、雇用関係というようなものではないので、最賃を下回っても結構ですよと、こういう働き方をどンドンしなさいよということ言ってるわけですか。

○明石委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

佐藤委員の質問に対し、ちょっと訂正をお願いします。

就労活動促進費については、この方についての支給要件としては就労ができる者ということでございます。佐藤委員の具体的な質問については、平成27年4月からの法改正において、就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を行う事業ということで、国のほうが設定をして今後実施していくというように聞いております。

以上でございます。

○佐藤委員

それらは就労支援、中間的な就労ということで、最賃を下回っても構わないよというような形でね。しかし、これがどんどん進むようであると、貧困ビジネスというようなものが、そこから抜け出せなければ、具体的な雇用に抜け出すことができなくて、それがずっと続くようであれば、まさに貧困ビジネスの餌食になるような状況を生むことになると思うんですよ。実際にこの知立市においても、就労活動、月に一遍ハローワークに行きなさいとか、面接に行っても、なかなか面接にまで至らないケースが多くて、皆さんジレンマを踏んで、就労できる方たち、就労したいと願っている方たちもなかなか具体的な就労には結びつかないというこういうケースがある中で、そうした取り扱いでやられるということについて、そうした弊害が懸念されるなということを私は思うところです。

ただ、もう1点だけ、先ほどの話に戻るようで大変恐縮ですけれども、一つは特別な事情と、これは今は国会でも、また国民的な議論も批判もあり、そうした形になっていますけれども、しかしこの特別な事情というのは、法文ではないですので、その運用の仕方が幾らでも変えることが可能だということになると、法文に基づく特別な事情というのが運用がなされた場合は、文字どおりそうした現場のケースワーカーの皆さん、働いてる皆さんの意図とは別に、そうした力が働くという可能性がこの法律の提出過程を見るならば、とても懸念される中身だということだけは指摘をしておかないかなというふうには私は思っております。

以上です。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

済みません、観光看板についてちょっとお尋ねしたいと思います。

大分重複しちゃうので、重複は避けたいと思いますが、今度とうとうお方に寄附をさせていただいて、観光の看板を6枚つくるということで補正に上がってるわけですけども、今詳細を聞きますと、本町のやつは道しるべみたいな形のものであって、駅前には電光掲示板の後、ちょっと大きなやつかなと思いますし、あと松並木には馬市の絵をというふうには、それぞれの形をとって、その場所へ置かれるようですけど、これは基本的に絵がそれぞれ違うものができるんでしょうか。もちろん絵は違うわけだけど、何か基本的にね、私が言おうとしてるのは、観光看板だよというところ、それで会社の名前も出るということですけども、何か統一性があるべきじゃないかなと私は思うんですが、いかがですか。

○経済課長

東海道の3枚の看板につきましては、まだはっきり明確には決めておりませんが、歴史の散歩道というような形で、旧東海道をあらわした地図、こういうものを3枚、同じものを掲示させていただく予定でおります。

それから、馬市の碑のところに关しましては、浮世絵の馬市のものを載せていきたいと考えております。ですから、3枚に関しては同じ看板をつけていくという、東海道のマップ形式のような案内看板を予定しております。

以上です。

○石川委員

私はちょっと以前も、一般質問でも看板が少ないじゃないかという一般質問をしたことがありますね。それで、統一的な看板をいろいろ出したらどうだという提案をしたことがありますけども、これが今、観光だということで、今の地区にだけそれが置かれる。これから後で知立神社の方向性とか、いろんなところへ観光看板も必要な部分だと思います。特に今度、市長も言っておられるように、1年後ですか、お祭りのときには全国からいろいろな人が来られると、そういうときにやはりばらばらの看板というのは何か統一的なものがあるべきだと思いますが、そういう方針はお持ちでしょうか。

○経済課長

今つくっている看板に、なるべく統一性を持っていきたいという考え方は持っております。ですから、今後つくっていく看板に関しては同じような看板を、内容は少しずつ観光の案内するところがふえたり減ったりするかもしれないですけども、看板としては統一的な同じ様式でつくっていききたいと考えております。

○石川委員

副市長あるいは市長、やはり看板というのは、よく言われます、市の形をあらわしたるものですから、あちらの案内看板がある、こちらにもあるというように、まちまちのものが出るとするのはいかなものかなということで、私も一般質問させてもらったことがあります。看板が足らんんじゃないかと思ったら、全体的には足らんなと。いろんな部署が関連しておりますけども、やはり施設の看板はこういうものだと、観光用の看板はこういうものだよという一つの形ができているべ

きではないかなと思います。今回の場合は寄附ですので、会社名が入るといことでありますけど、もちろん入ってもいいんですが、全体的にこれは観光の案内看板ですよというものを、やはり基本的にそれを考えておいてやっぱりデザインといいますか、色といいますか、そういうものを統一的にすべきだと思うんですがね。いかがでしょうか。

○経済課長

観光看板に関しては統一していけるかと思うんですが、また文化財、こういうものもあります。文化財の、その場所場所のまた看板もあります。ですから、観光協会だけで統一するというのはなかなか難しいところもありますので、今後検討させていただきたいと思います。

○石川委員

それで副市長、やっぱり市としての考え方を統一しておかないと、いろんな看板が出てきちゃうという結果になってしまうので、今全体的にはやはり知立市内は看板が少ないと思います。交通標識というのはそれぞれあります。それはもう国で定められた形のものしかできないでしょうけど、あと市が単独でつくる看板というのは、やはり史跡とかいろんなものがありますけども、それはどういうふうに統一するかというのは、全庁の中で考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○清水副市長

過去に石川委員から同様の御提案もいただきました。そのときにも少し議論がありましたけども、過去には市のそういった公共施設の表示ですね、そういったものも一通りの一応指針といいますか、そういうものができたんですけども、それがなかなか徹底をしないということでございました。現在もそういうことでございます。今、石川委員おっしゃるように、やはり一つの同じ形のものを見たら、自然と文化施設だとか観光スポットにたどりつけるんだみたいな、ほかの都市ですと、いろいろそういう工夫をしてやっておられます。この隣接でもそういう試みをされているところもたくさんあるように私も承知しております。そんな視

点で一度そんなことも、今回いただきました寄附での看板については、東海道を歩く方が最近非常に多いということで、そんなことをそういう皆さんにも旧東海道を知っていただく、知立市の宿場を御理解いただくというようなことでの発想もございませうけれども、今おっしゃるような形での統一性のあるそういう看板は今後も心がけていきたいと思ひますし、検討もしたいというふうに思ひます。

○石川委員

ぜひそのように全庁でまとめてもらわないと、それぞれ所管によっては違ひますので、それでつくっちゃうよというような形になっちゃうと、やっぱりまちまちの看板ができちゃうのでね。それも発想の転換で、皆統一的じゃなくて、違つとれば、またそれはそれでという発想もあるかもしれませうけれども、それはちょっと全庁で一遍考えていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○明石委員長

ほかに質疑はありませうか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号について、挙手により採決します。

議案第46号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、議案第46号 平成

25年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第47号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませうか。

○高木委員

第47号補正予算、風疹ワクチン予防接種事業のことでお伺ひしていきますけれども、まずこの事業なんですけれども、きょう資料を見せていただきまして、西三河10市、ワクチンの内容においては、助成金が5,000円のところと3,000円のところがありますけれども、知立市としてもこのような話がありましたでしょうか。

○健康増進課長

3,000円のワクチンでございますが、これ、風疹単体のワクチンということでありまして、知立市内にはほとんど出回っていないということで、3,000円の助成をせずに、5,000円で統一しております。

○高木委員

ここでいまひとつ、知立市内ではというふうにおっしゃいましたけれども、知立市のワクチン接種の内容は、今回はインフルエンザの場合ですと、知立市内の医師ということなんですけど、風疹ワクチンは知立市内ということで決まっておりますでしょうか。

○健康増進課長

風疹のワクチンにつきましては、県内どここの病院で打っていただいても補助ができるような形となっております。

○高木委員

県でどこで受けてもらっても知立市の場合はいいですよという今お話ですけれども、その場合、今風疹ワクチンのみを接種するという人もあると思ひますけれども、その場合ですと、料金の5,000円の補助で、MRワクチンとは大分差が出るんですけど、その辺はどのように考えておみえになるのでしょうか。

○健康増進課長

まず第1点目、風疹ワクチン自体、非常にまれ

なものでして、定期の子供が打つのが今MRというもので打っておりますので、ほとんどないのではないかというふうに言われております。もしあった場合にも、上限5,000円ということになっておりますので、打った方が得するようなことにならないようにという配慮はしております。

○高木委員

しかしながら、風疹ワクチンのほうがまず今不足するのではないかということで、全体的にMRワクチンになるのではないかというようなことが言われておりますけれども、今この表を見せていただいて、私の場合は稲沢市と愛知県を見せてもらったときに、やはり5,000円、3,000円と分かれておりました。きょうの資料を見ますと、西三河10市の中で豊田市とみよし市がこのような単独でということをやってみえるという単独ワクチン、この5,000円、3,000円でやってみえるということは、例えば本当に3,000円の方があるとしたら、県からの助成金というのを十把ひとからげではなく、細かく計算して請求されるということは、逆に知立市の一般会計のほうから出されるお金も予算も減るということになってくると思うんですけども、今のお話ですと、単独ワクチンはないだろうと、あった場合というのは想定は全然されていないんですか。

○健康増進課長

そのような議論は、西三河の管内の会議の中でもございました。その中で、なかなか風疹単体のワクチン自体ないであろうということで、西三河各市足並みをそろえて5,000円ということになっております。

○高木委員

とてもいい事業で、一人でも風疹の予防ができればありがたいというふうに思っております。

今、市外でもいいですよというお話でしたけれども、今までの予防接種ですと、市内ということでの接種に限られておりますが、今回はどうして愛知県内ならということになったんでしょうか。

○健康増進課長

通常のワクチン接種につきましては、委託とい

う方法で、医療機関と委託のほうをさせていただいておりますが、今回の場合、職場のほうで手軽に打っていただけるという配慮等がありまして、償還払いという方法をとらせていただきました関係上、そのようなことになっております。

○高木委員

償還払いということで、この文章なんですけども、私もちょっとこういうことわからないんですが、接種したときの内容ですね、それを要はもう廃棄しちゃった方もあると思うんですけども、病院としてはまた再発行をしてくれるものなんでしょうか。

○健康増進課長

そこのところ、ちょっとよくわかりませんが、領収証をとっておいていただきたいということは電話であるたびに申し上げております。それを再発行していただけるかどうかは、病院のほうの状況になるのかなというふうに理解しております。

○高木委員

既に要綱というか、いただきました助成の内容を見ますと、6月1日からということで市民の方にお知らせするという事になっているんですけども、ここでとても細かい内容になっておりますけれども、これがひょっとして廃棄しちゃった、捨てちゃったよと、でも6月1日に私受けたんですよということになった場合に、どうなってるかわかりませんというような、そんなことでいいんでしょうかね。

○健康増進課長

基本的には、御本人さんに病院のほうへ行っていていただいて、再発行をお願いして、そうすれば多分病院のほうは受けていただけるかなというふうに考えております。

○高木委員

病院のほうで考えてもらってるということで、これはどこの自治体も多いとは思いますが、総合的に風疹に関しては、そういうときがあったら病院も親切にやってあげてくださいということをお願いしていただきたいなというふうに思っております。

それから、この費用一部助成を始めますという内容ですけれども、ここの中で私は、これが私のところへ送られてきたらとても疑問だなと思ったのが、実施期間と受け付け期間ですね。これって一目でわかりますか。

○健康増進課長

大変わかりにくい表現になっておいて申しわけないと思いますが、実施期間前に打った方を何とかお救いしたいという思いから、このような形になっております。

○高木委員

もう既にできてしまったかもわかりませんが、他市ののを見てみますと、受け付け期間の下に、要は実施期間というのを下に備考欄で書いてあるようなところもありますので、この実施期間と受け付け期間という二つが並んでいて、1カ月違いというこの文面は、いささか私は理解しがたいですから、内容としてはとてもありがたいことなんです。私にしてみれば、4月1日からというように書いてくださればもっとありがたいなというように思ってるんですけども、ちょっとこの辺、まだ間に合うようでしたら、御配慮願いたいと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○健康増進課長

できるだけわかりやすい表現に直るよう検討させていただきますと思います。

○高木委員

もう一つ、最後にですけれども、風疹ワクチンが8月ぐらいをもって不足するということが心配されておりますけれども、そうなった場合、知立市としてはどのようにお考えでしょうか。妊娠しないとか、妊娠するのは避けてとか、丙午のようにそんなようなことをされるのか、ちょっとその辺のところをお聞かせください。

○健康増進課長

知立市においてできることは限界があるというふうには考えておりますが、県からの通達の中では、妊婦、その人の夫とか、そういう人に限定をしてということであるとか、抗体検査ができるものならば、それとなくお願いしてみてもというよ

うなことをいただいておりますので、その中で検討していきたいと思っております。

○高木委員

済みません、もう一つだけ。今の抗体検査なんですけれども、ここで一つ問題なのは、4分の3の方がもう風疹にかかっているだろうということがありますので、今のお話をやはり大いに役立てて、そういうことも、4分の3の人はもう既にきつとここでかかっているだろうというような、そんな医師のほうの見解があるということもお伝え願いたいということはお願ひできますでしょうか。

○健康増進課長

その辺につきましても、委員の意向に沿えるような形で検討はさせていただきたいと思ひます。

○池田福子委員

お願ひします。

まず、婚姻関係は問いませんということですよ。妊娠を希望する女性及びその夫と、妊娠をしている女性の夫なんだけど、婚姻関係は問わないという表現が曖昧なんですよね。これは婚姻届を出してなくても、同棲関係でもよくて、住民票さえ知立市にあればよくてという。同居せねばいかんとか、そういう。

○健康増進課長

これは婚姻届を出していない、いわゆる内縁関係を認めるということでありまして、県の要綱に沿ったものになっておりますので、そういうことで御理解いただければと思ひます。

○池田福子委員

じゃあ結構誰でもいいということですよ、この証明書はないわけだから。

○健康増進課長

それにつきましても、県の考え方が今回緊急促進的なものという、緊急的なものということですので、そのような要綱になったというふうにお伺ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○池田福子委員

あと、さっき3月31日までというのは、県の期間としては6月1日から3月31日までというのが、もう県の指定ということでもいいんですよ。

○健康増進課長

はい、県の要綱上、そうなっております。

○池田福子委員

それは、市では融通はつかない、知立市では、多少延ばすとかそういうことは。

○健康増進課長

今のところ、そのようなことを考えておりませんが、風疹の流行の状況とかそういうことで、今後そういうことを検討しなければならないことがあるのかもしれないというふうには考えております。

○池田福子委員

なぜこれを申し上げたかという、それこそさっき出た風疹ワクチンが不足のおそれということで、今まで約9万回だったのが5月には32万回と物すごい需要になっておりまして、当然足らなくなったにもかかわらず、期限は31日までなのかなというちょっと疑問が残ったんですよ。そういうときは、どうにかなるものですかね。

○健康増進課長

その辺につきましても、県の考え方とか、近隣の考え方等を見つつ、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○池田福子委員

それから、受け付け期間がさっきあれしたように、7月1日から3月31日ですよ。括弧して、3月31日まで実施はいいのに、郵送の場合は3月31日必着になってるんだわね。これもちょっと無理というか、矛盾を感じる表示の仕方だと思うんですけども、郵送の場合は保健センターに必着が31日、片や実施も31日と。31日に打った人は、飛んで行って持っていくということになるわけでも、郵送だもんね。

○健康増進課長

委員のおっしゃることはよくわかるんですが、会計年度独立の原則という考え方からいくと、そういうふうに文章上書かざるを得ないところがございまして、またその辺、運用上でカバーできればカバーしていきたいというふうに考えております。

○池田福子委員

そうしましたら、ちょっと無理なお願いをさせてもらうかもしれないんですけども、お医者さんは愛知県内どこでもいいということですね。そうですよね。そうしましたら、一番いいのが、それからワンストップサービスで、申請書をもうお医者さんに頼むのも一つの手だと思うんですよ。申請書を病院の窓口で頼んで、風疹の接種を受けに来た人に、領収書とこれだけ出せばすぐ出せますよと。ここによると、ダウンロードで出したり、それから保健センターに申請書を持って行ってから書いて出すということになるんですね。だから、市内の病院だけでも、申請書とそれの説明の要約を病院にお願いして、協力いただいて、病院の窓口で領収書とこれを出せばすぐ出せますというふうに、できたら返信用の封筒ね、ああいうのと一緒にやっていただくと、本当に行政はすごくよくわかってるなと思うんですね。そうしないと、成年男子だもんだから、忙しいと思うんですよ。取りに行つて、また出してということ、なかなかしなくなっちゃうような気もするんです。そうなりますと、だんだん受けなくなってしまつて、やっぱり本末転倒というか、そういうことになってくると思うもので、利用者には便利なシステムをちょっと、それでなくたって期限が随分後追いになってるわけですから、今からでもいいからそれはできることじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○健康増進課長

申請書について、病院に置かせていただくことはできる限りやりたいと思っております。返信用封筒については、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○池田福子委員

返信用封筒をつけていただくとすごくいいんですけどもというのがありますが、ぜひこれはお願いしたいと思っておりますので、検討していただきたいと思っております。

ワクチンなんですけれども、この際だからいろいろ問い合わせがあるんじゃないかと思っておりますけ

ど、同じワクチンだけど、ワクチンとつきますもので伺いますね。

今、子宮頸がんのワクチンでいろいろ取りざたされておりますけど、何か反応があったり、それから保健センターとしてはこういう対応をしようとか、そういう意思統一みたいなものはお考えですか。これ、風疹ワクチンとちょっと違いますけど、ちょっとワクチン絡みで。

○健康増進課長

国からの通知のほうをいただいております、月曜日、病院に対しては積極的な勧奨は取りやめましたというファクスを送らせていただいております。本日帰りましたら、ホームページのほうをアップしようかなというふうには思っております。あと木曜日に、書簡は既に中1の女子に送ってしまっておりますので、国の考えが変わりまして、積極的な勧奨をしなくなりましたということで、個別通知のほうをさせていただきたいというふうを考えております。

以上です。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号について、挙手により採決します。

議案第47号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第47号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時41分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第12号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第12号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書について、知立政策研究会として、賛成の意向で意見を述べさせていただきます。

2012年度の都道府県ごとの最低賃金は、全国平均で前年度より12円引き上がり、749円になりました。政府が掲げる全国で最低800円の実現には、中小企業の稼ぐ力の向上が課題になって、800円を上回ったのは、東京都、神奈川県、大阪府だけで、最低の高知県や島根県は652円と日本経済新聞に報じられていました。意見書にも書かれていますように、愛知県の最低賃金は758円と定められ、東京都は850円で、各都道府県で最低賃金は定められています。この陳情のように、全国800円以上、平均1,000円に引き上げることで、非正規労働者や派遣労働者の生活の安定を図れるようになればいいなということを思い、この陳情に賛成いたします。

○稲垣委員

陳情第12号につきまして、民友クラブとしまして、不採択の立場で陳述させていただきます。

最低賃金を早急に800円以上、平均で1,000円以上に引き上げること、また日額7,500円、月額16万円以上の全国一律賃金制の確立を望むところではありますが、全国47都道府県の中で賃金委員会

が設置されており、現社会状況の中で賃金ベースを格段に上げることは企業そのものが成り立たなくなってしまう、元も子もありません。また、中小零細企業は国内運営ができなくなり、ますます空洞化に拍車がかかるものと想定されます。経営側、労働側、そして公の立場でしっかりと考えることが肝要であります。こうしたことから、本陳情に対し、民友クラブとしまして不採択をお願いいたします。

以上です。

○田中新委員

それでは、陳情第12号につきまして意見を述べたいと思います。

市政会といたしましては、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

この陳情につきましては、これまで既に何度か提出されていますが、確かに勤める側の立場からすれば、賃金の引き上げはわかりませんが、雇用者側は全てが大企業とか余裕がある企業ばかりではなく、製造業等が企業の中心的な役割をなしています。企業体の現状を直視いたしましても、この陳情に対しましては、不採択とさせていただきます。

以上です。

○池田福子委員

最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情に対して、日本共産党として、採択とお願いいたします。

昨年10月に最低賃金の改定がありました。全国平均では749円と依然低く抑えられております。749円を1日働いて、そして1カ月働いても、通常の休みを入れれば、先ほど陳情の方もおっしゃいました、10万9,000円にしかありません。ここから社会保険、税金を引いて、6万そこそこになってしまった現金から家賃を引く、自由になるお金はないに等しい、ともすると食を満すだけでも精いっぱい、このような状態が続けば、労働の値下げ合戦にならざるを得ません。家庭を持つこともできない、ましてや出産もできない、経済の落ち込みはいずれ生活保護に頼らざるを得なくな

ると。未来に明るい展望を持つためにも、どこで働いても一定の賃金が保証されるという仕組みが必要であると思ひまして、賛同するものであります。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第12号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。次に、陳情第12号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第12号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第13号 すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現および「パート労働法」の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら、発言を許します。

○高木委員

陳情第13号 すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現および「パート労働法」の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書ですけれども、この陳情は働く人々、特に女性や青年層の占める割合が多いことが現状です。パートタイム労働法の改正内容は、真の均等待遇の実現とはいかなかったようです。意見書に書かれておりますように、有期労働契約も若い人と定年後の雇用では考え方が大きく違います。早期にパート労働者の雇用の安定、均等待遇の陳情に賛成い

たします。けれども、公務職場に厚生労働省所管のパートタイム労働法が直ちに当てはまるものとは思えません。しかしながら、この陳情のように、多くのパート労働者、公務職場で働かれている非常勤職員などの雇用の安定は必要です。知立政策研究会は、この陳情を採択といたしたいと思いません。

○稲垣委員

陳情第13号について、民友クラブとしましては、一貫して不採択の立場で陳述してまいりました。

今の社会状況からして、陳情、意見書は、今後に向けての改善という部分について考えますとやぶさかではございませんが、雇用の安定と労働者の均等待遇など、労働条件につきましては、労使間で決定されるのが基本であると考えます。よって、本陳情につきましては、不採択でお願いいたします。

○田中新委員

すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現および「パート労働法」の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書、第13号につきまして、市政会といたしまして、不採択の立場で意見を述べたいと思います。

労働者の立場、安定雇用の考え方からも、この意見書の内容に関して理解できないこともないですが、厳しい中小企業の運営を思慮いたしますと、この意見書につきましては、採択がふさわしくないと考えます。

以上です。

○池田福子委員

陳情第13号 すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現および「パート労働法」の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書について、日本共産党として採択といたします。

欧米では、均等待遇は常識であります。貧困問題の解決、差別的雇用の解決など、働く側のモチベーションも上がり、職場の実績も上がります。決して正規社員の待遇を下げるというのではなく、むしろ非正規雇用者の待遇を引き上げるべきであり、公務職場も例外ではなく、むしろ公務職場が

積極的に取り組み、実績を示せば、民間も取り入れやすいということです。人件費をコストと考え、削減ばかりを考えるようでは、人材は育たないわけです。そのため実績も下降する、当然経済も低迷、そのような意味からも、この陳情書は大きな意味を持ち、採択といたします。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第13号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。次に、陳情第13号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第13号 すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現および「パート労働法」の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第14号 新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第14号 新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書について、賛成の立場で。

新卒者の就職率の低下や非正規雇用の割合は上昇しております。本当に就職先がなく、大学を卒業しても、高校を卒業しても就職先がなく、困ってみえる方が私の近くにもおみえになります。

新規の大学を卒業する者の約半数が就職がうまく移行できていないことが新聞報道、テレビでも報道されております。しかしながら、比較的小規模な企業は、大卒・新卒者の雇用の意欲は高いのですが、そこへ新卒者が希望しないというミスマッチが生じております。若年者に安定した雇用を確保することは、先ほどと同じように、持続・安定的な経済、健全な財政のみならず、現在及び将来にわたる安定した社会の維持のためにも不可欠なことです。今後の高齢社会においても、この今の若者たち、失業者を拾っていかなければ、何も話になりません。特に雇用の拡大、この陳情に知立政策研究会は採択をします。

○稲垣委員

陳情第14号に対し、民友クラブとしまして、不採択の立場で討論させていただきます。

企業に対し採用枠を広げ、雇用の場を確保するよう促すことは、基本的に労使間で決定されるべきであります。国内で仕事をつくっていくことが最も重要で、仕事の創出こそ雇用の拡大につながるものと考えます。よって、本陳情につきましては不採択とさせていただきます。

以上です。

○坂田委員

陳情第14号については、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情に記してある問題については、既に厚生労働省において、平成25年1月から文科省・経産省との連携により、未内定就活生の集中支援2013に取り組むとともに、就職が決まらないまま卒業した方に対しても、未就職卒業生への集中支援2013に取り組み、就職の実現に向け、政府としても全力で取り組んでいる中であります。そうした中、改めて意見書を出す必要はないと考えますので、本陳情は不採択をお願いします。

○池田福子委員

陳情第14号 新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書について、日本共産党として採択といたします。

新卒者の内定率は依然として低迷、卒業と同時

に失業状態となる、親の仕送りも減り、アルバイトほかの非正規雇用者が優先となる、頼みの綱は奨学金であるが、貸与式ときていますので返済が必要、数100万円の借金をしたまま卒業、返済を迫られるが、まともに就職できないのが現実であります。また、せっかく正社員として採用されても、ブラック企業であれば、過酷な労働を強いられ、体調を崩し、退職を迫られる、未来を託す若者の働き方をもっと有意義なものにするためにも、この陳情書を採択といたします。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第14号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。次に、陳情第14号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第14号 新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第15号 農業と日本の食料主権、地域経済を破壊するTPP参加に反対する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第15号 農業と日本の食料主権、地域経済を破壊するTPP参加に反対する意見書の提出を求める陳情書について意見を述べさせていただきます。

日本がTPPに参加すれば、関税撤廃による農林水産業への打撃により地域経済、社会や国の食糧自給率に大きな影響が及ぶと思われています。先日も新聞に載っておりましたが、農村部におきましては、今高齢者が農業に参加して生きがいになっているのにもかかわらず、もう農業をやめなければならないということで、先日も新聞に載っておりました。特に食の安全性はもとより、どうやってこの安全性を確保していくのか疑問に思います。私たちに不可欠な医療についても、保険についても、これからどのようになるのが不透明です。TPPの取り組み、制度がこれまでの日本の仕組みの変更を余儀なくし、私たちの生活が安全と言えるものになっていくのか、不可能です。TPPの参加反対の陳情に、知立政策研究会として採択の意見を述べさせていただきました。

○稲垣委員

陳情第15号 農業と日本の食料主権、地域経済を破壊するTPP参加に反対する意見書の提出を求める陳情書につきまして、民友クラブは一貫して不採択の立場であります。

環太平洋地域の貿易の活性を考える上で、協議への参加に反対するものではありません。よって、本陳情につきましては賛成いたしかねます。

以上です。

○坂田委員

陳情第15号については、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

TPP参加問題については、日々新聞等で報道されておりますように、メリット、デメリットがあり、意見の統一は不可能と考えます。今後、政府は情報提供するとともに、きょうの新聞にも載ってございましたような説明会も必要とは考えます。その上で、安倍総理は去る3月15日の記者会見において、TPP交渉参加を表明されました。安倍政権を支持する我々市政会としては、当然安倍政権の政策には賛同しますので、本陳情は不採択でお願いします。

○佐藤委員

民友クラブと、それから市政会から反対の意見

表明がなされましたけれども、実は中日新聞の6月17日付で、ここにはTPP反対慎重、そうした意見書、決議などが44都道府県議会で可決をされて、そして自民系の方々も同調するというような形で、それぞれの道府県議会の中でそうしたことが取り扱われているんですね。とりわけ安倍総理が交渉参加を表明した3月15日以降に、これが大変ふえているという実態なんです。御承知のとおり、TPPは環太平洋貿易連携協定でありますので、現在アメリカを初め11カ国が参加交渉をしているわけですね。そして、このTPPは本当に慎重な議論・検討が必要な中身だというふうに私は思っております。そう単純にどこかが賛成したとか、単純に貿易が活性化するとか、そうしたことはなくて、しっかりとやっぱり見ておくことが必要なんですね。一つは、あらゆる貿易において、それぞれの国は自国の産業等を守るために関税というものをかけております、それは高い、低いはいろいろありますけれども。しかし、このTPPにつきましては、貿易について関税を基本的に撤廃するということになるんですね。本当にそれで自国の農業や産業やそういうことがしっかり守られるのかという検証がなされてるのかということが大きな問題で、反対している自治体もあれば、そこに慎重に対応すべきだという意見書もある、そうした性格の問題です。なぜそのようになっているのかと。関税がゼロになった場合、日本の産業、地域経済、地域はどうなるのかということ深く検討する必要があると思うんです。農業についていけば、御承知のとおり、農水省がもう既に発表しましたけど、日本の米の90%は関税ゼロにした場合、なくなるという試算を出しています。食糧自給率は40%から13%低下です。農業に関連した産業、食品加工、流通などを含めて350万人以上の雇用が失われると。こうした試算の出た後に、内閣官房のほうから試算が出されましたけれども、差し引きして返ってくるものと出るものを合わすと、いいんだということがありますが、それは前提が極めて有利に見せかける、トリックに見せた試算をやっているんです。こうした実態

があるということなんです。農業に関して言えば、安倍総理は攻めの農業だと。しかし、耕作面積で見れば、アメリカは日本の100倍以上です。オーストラリアは1,500倍です。と同時に、日本においては亜寒帯から亜熱帯まで、そしてさらに中山間地を含め、過疎地を含め、多様な気象条件と社会的条件のもとで農業が営まれてるわけで、安倍総理は攻めの農業などと言ってますが、それらに対して具体的な方策は何も示しておりません。これが本当にちゃんとできたら、日本の農業は後継者もふえて、農業所得もふえているはずですよ。ところが、ふえないということは、今までも大規模化だとかそういうことを言ってきたけれども、成功しなかったということなんです。そういうことをしっかりと見ておくことはとても必要だというふうに思うんです。それと同時に、農業だけではありません。TPPは、農産物含む物品の関税撤廃を原則にしながら、金融や保険、公共事業の参入、医療の規制緩和、労働の移動の自由化など多くの分野を対象にしておるわけです。国民生活や社会を守る国内のさまざまな制度や仕組みを、国を超えた自由な取引、企業活動に対する規制を非関税障壁として、その緩和・撤廃を迫っているんですよ。ですから、今回の陳情においても、44都道府県が慎重な審議、慎重な取り扱い、反対の意見書を上げると同時に、農業団体だけではないんですよ、これは。全漁連、全信連、商工会議所、消費者団体など、医師会なども含めて、幅広い人たちが上げてるんです。しかし、これについて安倍総理が3月に参加表明をし、その後アメリカと事前協議をし、合意をいたしました。そして、守るべきものは守るということを表明されたんです。しかし、どうですか。きょうの中日新聞、先行して参加した11国の中でさまざまな合意がなされています。後から入ってきた日本は、何か守るべきものが守れるかもしれないと言ってますけれども、きょうの政府の業界団体の説明はどうですか。先行して政府は、農業や工業などの業界団体やっただと、そして参加国が既に合意した分野では、日本の意見を反映させるかどうかにつ

いて、政府担当者はひっくり返すのは難しいと言ってるんですよ。ここに日本の米や自民党が言った守るべき5品目やその他が入ったら、ひっくり返らないということですよ。そういうことをしっかりと見ておかないと、ただ単純に議論してはやっぱりいけないと。結局の話が、そしてアメリカは、こうした日本との合意をしました。TPPと同時に、日米の2国間での交渉も始めてるんです。実質11カ国の中で、GDPは日本とアメリカで90%です。TPPそのものは日本とアメリカの交渉そのものにほかならないんですよ。だから、そういうところは実際見ておく必要があるし、安倍総理は守るべきものを守ると言いましたけれども、アメリカ政府の発表では、文書発表は日本の農産物についての言及は一切ない、4月24日、日本の交渉参加を認める意向を米議会に通知した文書でも、日本が全品目交渉対象とし、高水準で包括的な協定を年内に賛成させると約束したと、オバマ政権が線引きを認めたなんてことは、一言もアメリカは認めてないんですよ、先ほど言ったように、今言ったきょうの新聞報道によれば、政府でさえも先行して合意取り決められてる部分についてはひっくり返すことができないと言ってるんです。もしもこれに米など入っていたらどうですか。守れますか。守れないじゃないですか。日本の姿を本当に変えてしまうようなものを、ぜひ慎重審議をしてほしいと。アメリカは、そうして全てのものが対象だと、日本も認めたど、そうした文脈の中で何をやったかという、対日の関税の問題、非関税障壁について、アメリカは何をやったかという、パブリックコメントをやったんですよ、多国籍企業やその他を含めて。そして、多国籍企業は何と言ってるかという、日本に店舗を有する世界最大の小売業者ウォールマートは、日本人顧客の主な食品となっている赤肉、かんきつ類、ワイン、乳製品、さまざまな加工食品には高い関税がかかっていると非難をし、関税の撤廃を要求をしていると。ウォールマートは日本がTPPに参加することで、日本におけるウォールマートの店にとっては、さらなる競争関係をつくり出

す。さらに在日の米国商工会議所は、日本の参加でTPPが世界の国内生産、GDPの40%、世界貿易の3分の1を占めることになることを歓迎しました。日本の参加によって、経済的には米国がTPPから得られるGDP増加分が240億ドルから770億ドルへと3倍化すると言ってるんですよ。これはどういうことかということ、GDPで90%を占めるのは日本とアメリカなんですよ。アメリカのふえた分だけ日本が減るということを意味してるんですよ。そういうことを含めて、アメリカのルールでもってやられるそうしたことが本当にいいのかというのは、慎重な審議が必要なんですよ。単純に今ここで党のほうが決めてるとか、一貫して反対してきたとか、状況が先ほど紹介したこの記事だけでも大変なことなんですよ。もうひっくり返すことは難しいと言ってるんですから。ここに米など入ってたらどうするんですか。このままどんどん突き進めということにはならないと思います。

そういったもろもろ述べましたけれども、そんな趣旨で、私はTPPについて安易に参加するのではなく、日本の国の形を変えるこの事態に、やっぱり政府は撤回すべきだと私は思います。同時に、昨年の衆議院選挙では、自民党はこの5品目を守ることを前提にしながら、TPP反対を掲げたじゃないですか。当選した議員の6割がTPP反対を掲げました。ポスターに、自民党はうそはつかないと言って書いて当選されたんですよ。しかし、何ら国民説明責任や懸念が増すだけの中ではないままに、どんどんっていいんですか。結果についても、このTPPは結果、合意してる中身は条約じゃないから、国会で批准しなくてもいいんですよ、相互の合意文書の中でやれば。それと同時に、4年間はその結果については明らかにしないというわけでしょう。決まったことについては、これからも明らかにしないんですよ、この中身について。中身について明らかにできないものを、いいとか悪いとか言えない、懸念が増すわけですので、そうしたものに安易に乗ってということは、私は賛成できません。ですから、私は反対

する意見書を当然出して、立ちどまって考えるべきだということを言っておきたいというふうに思います。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第15号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。次に、陳情第15号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第15号 農業と日本の食料主権、地域経済を破壊するTPP参加に反対する意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第16号 原発をなくし、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第16号 原発をなくし、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求める陳情書について、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

東日本大震災に伴う福島第一原発の事故は、いまだ終息せず被害を拡大しております。もんじゅ、大飯、敦賀、美浜、近いところでは浜岡と、中部地方には7カ所もの原発所在地があります。福島の教訓を生かし、直ちに原発の稼働をとめ、自然エネルギーへの転換を求めるこの陳情、意見書に賛成いたします。太陽光、風力、地熱など、地域

に合った自然エネルギーの普及を進めていただきたいと思います。

○稲垣委員

陳情第16号につきまして、民友クラブとしまして、不採択の立場で討論させていただきます。

自然エネルギーへの転換は、当然ながら必要であります。エネルギー政策につきましては、社会経済全体のことを考えますと、まだまだ議論が必要であり、こうした観点から、本陳情につきましては不採択とさせていただきます。

以上です。

○石川委員

原発を直ちになくしてという陳情でございますが、私はそう簡単にいくものではないと。これは、エネルギーの転換でありますから、直ちにそういうことができるということではありません。この間、報道ではもう本当に極端に悪くなることだけの報道がなされているように私は感じます。といいますのも、今、電力会社はどうやって電気をつくっておるかという、化石燃料に頼っているわけです。猛烈な輸入をしております。したがって、すぐ電力料金にはね返って、値上げをしなければならぬ。そして、環境問題を見たとき、いかがですか。大変なCO₂を出してるんですよ。そのことは一つも報道はされてないんです、実は。悲観的な報道ばかりされてるんですが、この原発を稼働してからでも30何年という歴史を持っております。そして、今文明社会でありますから、1日たりとも電気がなくて今生活ができますかということでもあります。文明社会においては、ある意味でその文明に乗っかっていかないと、人間の先はないわけであります。全面的に稼働ということはありませんが、今新しい基準を設けながら、大変な安全性をチェックしながらのことでもありますので、やはりその基準をクリアできれば、再稼働もいいのではないかと思います。自然エネルギーといって、簡単に言っておりますが、これは全然今行き詰まっているというのを御存じですか。風力発電なんかは、発電落ちを、あるいはメガソーラーの非常に大きな場所で電気を起こすんであり

ますが、送電網が整備されていないがために、もう次からはメガソーラーはできないのではないかと言われておるんです。そういう事実がなかなか報道されませんものですから、今電気足りとりじゃないかと、こういう言い方をされますが、CO₂のまき散らし方は非常に大変なことです。これで肺がんになるんで、きっと大分の人が亡くなっています。はっきりしたデータはありませんけれども。やはり、そういう部分からいって、直ちにとめる、今ほとんどまっているわけでもありますけれども、これは大変なことでもあります。エネルギー政策というのは、そう簡単には終わることはできません。そして、また輸出という問題が今起きております。今、世界で注目されているのは日本の原子力、原発というのは非常に安全性が高いということで、引き合いが出てきているわけです。福島的事件があつてからの2年間というものの処理をしっかりと世界は見ておりますし、世界とともに今、安全性を求めて進んでおるわけです。自分たち人間というのは、やはりその文明に乗っかっていかなくてははいけません。原発の事故があると、もう大変な被害があるといいますが、日々皆さん、どうですか。自動車事故で亡くなられる方、どれだけおられますか。これは文明のいたすところの一部なのであります。しかしそれは、それでそういうところに乗っかっていかなくてはいけない部分があるのであります。そういう部分を思えば、直ちに原発をやめろというのは、ちょっと考えにくいことでもあります。したがって、私は不採択といたします。

○佐藤委員

私は、まず一つは、今さまざま言われました、電力をどうしていくのかという問題が言われましたね。しかしながら、福島は終息どころか、ただ漏れの汚染された地下水、これの対応が非常に困難をきわめてるわけですよ。廃炉にするに当たって、40年先で本当にいいのかどうかということもわからないわけです。今回いろいろ言われましたけれども、稼働するということになれば、新たな使用済み核燃料をどんどん生み出すことになる

わけです。現在でも最終処分場について、その処理の仕方について何ら、お金はつぎ込んできましたけれども、定まっていない、こんな中で再稼働をし、新たな使用済み核燃料をどんどん生み出すということが本当に妥当なのかどうか、もう一度私たちは謙虚に考えないかん課題じゃないかというふうに思うんです。自然エネルギーに転換するに当たっては、さまざまな、石川委員が言われたような問題点があることは、そのとおりでというふうに思うんです。そして、文明のことは言われました。しかし、福島を契機にして自然エネルギーに転換するというのは、新たな文明への扉を開く道なんですよね。ここを抜きにして原発を再稼働させたり、外国にどんどん輸出をさせたり、本当にそれでいいのかということが問われてるんじゃないですかね。私はこの間、インドへの原子力協定交渉を加速をさせる、さらにはフランスと原発輸出で推進をする、そしてさらには東欧に行って原発をやる、私は、いろいろありますけれども、あの事故に対する安全神話とそれを払拭していないし、それをどんどん自分のところの足元の原発の事故の原因やそうした実相も明らかにならない中で、どんどん経済の発展というそのことでもってトップセールスを行うというのは、極めて気持ちの悪いといいますか、このモラルはどうなってるんだらうかということをおは本当に痛感をいたします。そんなことを含めて、やはり日本がやるべきことは、廃炉に向けた研究を、本当に原子力の場合で行けば、自然エネルギーへの転換に思い切って予算を割くことと、これから順次廃炉にしていかないかんわけですよ、いずれにしても。直ちにゼロにするかどうかはともかくとして、廃炉にしていかないかんですよ。最終処分場だってその研究をせないかん、そういう時期に来てるのに、そうした点では、日本はやっぱりそのところに、原子力政策は廃炉技術の確立などを含めてシフトしていくことこそ今求められてるし、そういうことを含めながら、新しいエネルギーで扉を開いていくということがどうしても私は必要だというふうに思います。ぜひともそうした点で、この陳情

を採択してほしいなというふうに思っているところですよ。

以上です。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第16号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。次に、陳情第16号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第16号 原発をなくし、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第17号 学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

陳情第17号 学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書に意見を述べさせていただきます。

知立市の放課後児童クラブは小学校7校に1カ所ずつあり、知立市の目指す子育て支援の一環を担っていると思います。待機児童に始まり、子育てと保護者の仕事の両立にこの放課後児童クラブの役割が大きく影響するものです。今後の子育て支援策を考える子ども・子育て会議において、放課後児童クラブの抜本的な計画など、子育て支援策や質の改善などについて検討することになっ

ております。意見書にも書かれておりますけれども、指導員の基準とともに放課後児童クラブの質の向上のためにも、基準ができることを要望するこの陳情に知立政策研究会は採択といたします。

○稲垣委員

陳情第17号につきまして、民友クラブとしまして、不採択の立場で討論させていただきます。

指導員の人件費の常勤と複数で予算化という分、また福利厚生費の予算化など、当市の財政からは、現状では手が届かないところもあります。こうした部分については、放課後児童クラブということで、他市と比べても充実していると考えられます。今以上の充実につきましては、従来申し上げてきましたように、受益者負担の原則ということも含めた議論が必要であるかと考えられます。よって、民友クラブとしまして、不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○石川委員

学童保育の拡充ということでございますけれども、現時点で、学童保育については厚生労働省、放課後児童健全育成事業という形で行われており、片やもう一方では、文部科学省の放課後子ども教室推進事業というも行われております。これらを一体化してやるのか、あるいはどのようにするのかということがまだ明確でないままに、ただ学童保育だけを優先させるのかどうかというのは、大変な疑問がございます。この両方のことをしっかりと考える中で、その後またそういういろんな諸事情、そういうものを検討すべきだと思いますので、今回の陳情に対しましては、不採択をお願いします。

○佐藤委員

学童保育ですね、放課後児童クラブ、そもそもこの放課後児童クラブは、働く父母が小学校就学前については保育園があり、保育に欠ける子供たちの措置がされとったわけです。しかしながら、小学校に入っていくと、共働きなどで保育に欠ける子供たちのものがないということから、父母が共同で運営を始め、それが広がり、今日に至り、

そして多くの場合が民間でお父さんやお母さんたちが運営していた学童保育が公立の学童保育に変わると、そのような経過をたどってきたのかなというふうに思ってます。この知立市でも、そもそもは民間の父母運営の学童保育はありまして、そうした父母の運動、地域の住民の皆さんの運動があって、全ての小学校区に公立の学童保育場、放課後児童クラブが形成をされてきたという歴史があるわけです。現在は、それぞれの保育園なりの先生が責任者をかねるような形でやられてますけれども、そこで実際に子供たちの面倒をみる人たちは、児童厚生員、臨時職員であったり、それにプラスすることのパートの職員で運営してきているというのが実態であります。そして、全国的には公立化された学童保育だけではなくて、今なお父母で運営しながら、苦しい中で運営してる学童保育がたくさんあることも実態であります。そんな中で、この陳情が述べてるように、安定的な保育をやろうと思うと、それなりの賃金を保証すること等がどうしても必要だということなんです。これは、知立市に対してやってくださいという中身ではありません。これは内閣総理大臣宛て、厚生労働大臣宛てで国の施策として進めてくださいという内容でございます。同時に、学童保育、放課後児童クラブと放課後子ども教室ですか、それは本来は保育に欠ける子供を対象にするから、児童福祉法の中で厚生労働省の管轄であるわけで、文科省管轄は子供たちの放課後の居場所づくりということでそもそもスタートしてる事業で、その趣旨が全然違うんですね。将来これがどうするかという問題はあろうかと思いますが、今現在は劣悪な条件の中で働いてる指導員の人件費を常勤、それから複数で予算化することなどは必要な、どういう方法論をとるかということは別にしても、そういうことが必要ではないかと。さらに、そうした人たち、公立で働いて非常勤であったり、パートであったり、そういう人たちには福利厚生はありません。常勤という形になって初めてそういうことが発生するんだらうというふうに私は理解をしております。同時に、長い学童保育

の父母たちの運動によって厚生労働省が放課後児童クラブのガイドラインというものを作成したんです。ただ単に厚生労働省がある日当然つくったものではありません、これらも。長いそうした父母を含めた関係者の努力によって、そうした運動の中で形成されてきたというのが放課後児童クラブのガイドラインであります。ですから、そこには面積の基準がございまして、それらの面積の基準に基づいて、少なくとも知立市は放課後児童クラブの中で面積基準を満たすような定員配置やその他になつてるといふふうに、私はそういう質問をしてきましたし、理解をしているところです。しかしながら、全てがそこに至つてはございません。そんなことから、放課後児童クラブのガイドライン、これらの検討する中で、学童保育の最低基準を策定してほしいというのがこの陳情の趣旨であり、当然の流れではないかというふうに思います。ですから、私はぜひこの点で、採択をしていただくことが妥当だといふふうに私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○明石委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第17号について、採択することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手少数です。次に、陳情第17号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、陳情第17号 学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと

決定しました。

以上で、本委員会付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後3時31分開会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年12月 9日

知立市議会市民福祉委員会

委員長 明 石 博 門